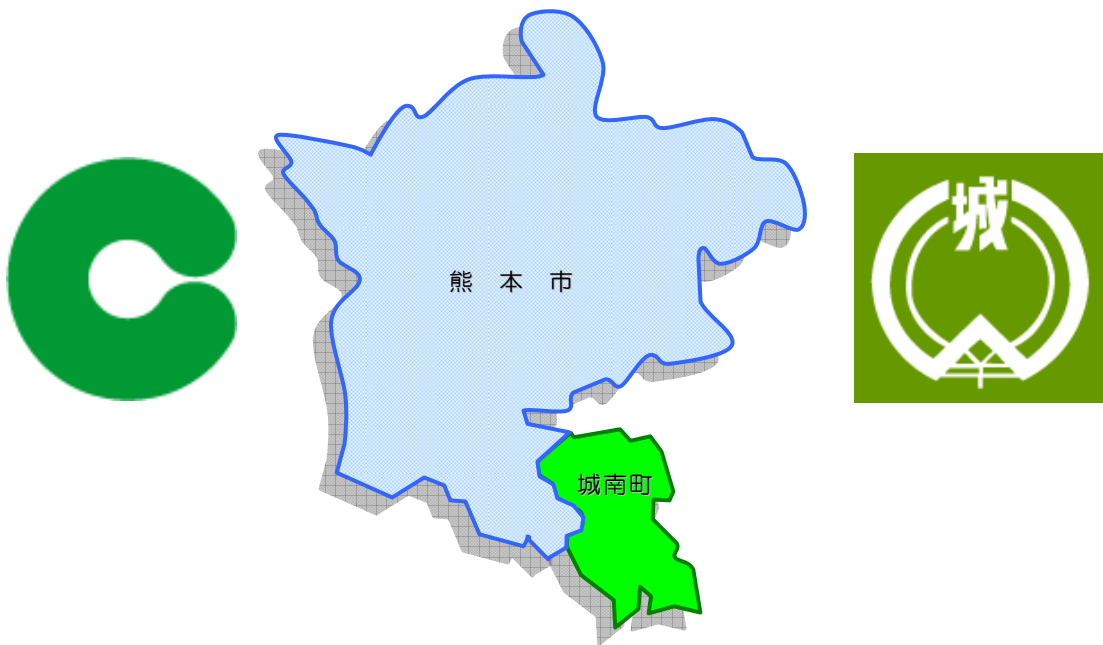


第5回

熊本市・城南町合併協議会



日時 平成21年3月27日（金）
午後2時30分～

場所 くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール

目 次

〔 議 案 〕

- 議案第7号 平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について・・・3
議案第8号 平成21年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画について・・・7
議案第9号 平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算について・・・9

〔 協 議 〕

(前回提案)

- 協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて・・・17
協議第20号 子ども未来関係事業について(その2)・・・29
協議第23号 都市建設関係事業について(その2)・・・37
協議第24号 教育関係事業について(その1)・・・47

(今回提案)

- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて・・・71
協議第16号 総務関係事業について(その1)・・・77
協議第17号 企画財政関係事業について(その2)・・・95
協議第18号 市民生活関係事業について(その2)・・・99
協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)・・・107
協議第22号 経済振興関係事業について(その1)・・・125
協議第23号 都市建設関係事業について(その3)・・・139
協議第24号 教育関係事業について(その2)・・・145

〔 議 案 〕

(第7号～第9号)

議案第7号

平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について

平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成20年度熊本市・城南町合併協議会補正予算

平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,256千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表1 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 3 翌年度に繰越して使用することができる経費は、「別表2 繰越明許費補正」による。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

【別表 1】

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		17,250	0	17,250
	1 負担金	17,250	0	17,250
4 諸収入		0	6	6
	1 預金利子	0	6	6
歳 入 合 計		17,250	6	17,256

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		17,250	6	17,256
	1 総務管理費	17,250	6	17,256
		17,250	6	17,256

【別表 2】

繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	熊本市・城南町新市基本計画策定支援業務	1,239

歳入歳出予算事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

(款) 1 負担金		(項) 1 負担金		節			説明
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額		
					当初予算	補正額	
1 市町負担金	17,250	0	17,250				
計	17,250	0	17,250				

(単位：千円)

(款) 4 諸収入		(項) 1 預金利子		節			説明
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額		
					当初予算	補正額	
1 預金利子	0	6	6	1 預金利子	0	6	6
計	0	6	6				

2. 歳出

(単位：千円)

(款) 1 総務費		(項) 1 総務管理費		節			説明	
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額			
					当初予算	補正額		予算現額
1 会議費	3,319	0	3,319	11 需用費	53	-2	51	食糧費執行残
				12 役務費	8	2	10	委員の傷害保険料
2 事業推進費	11,569	0	11,569					
3 事務局費	2,362	6	2,368	1 報酬	694	-578	116	嘱託職員分の報酬
				4 共済費	98	-79	19	嘱託職員分の共済費
				11 需用費	987	6	993	消耗品費
				19 負担金補助 及び交付金	0	657	657	熊本市への負担金 (嘱託職員分)
計	17,250	6	17,256					

平成20年度熊本市・城南町合併協議会予算 歳入歳出決算見込

参考資料

(1) 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算現額	決算見込額	予算現額と決算見込額との比較
負担金	負担金	市町負担金	市町負担金	17,250,000	17,250,000	0
諸収入	預金利子	預金利子	預金利子	6,000	5,754	△ 246
歳入合計				17,256,000	17,255,754	△ 246

(2) 歳出

(単位:円)

(款) 1総務費		(項) 1総務管理費		予算現額	決算見込額	予算現額と決算見込額との比較
目		節				
1会議費		1 報酬		2,920,000	1,840,000	1,080,000
		11 需用費		51,000	32,331	18,669
		12 役務費		10,000	9,350	650
		14 使用料及び賃借料		338,000	199,430	138,570
2事業推進費		11 需用費		4,167,000	2,738,175	1,428,825
		12 役務費		1,852,000	1,218,832	633,168
		13 委託料		5,550,000	1,495,200	4,054,800
3事務局費		1 報酬		116,000	0	116,000
		4 共済費		19,000	0	19,000
		9 旅費		35,000	6,800	28,200
		11 需用費		993,000	987,000	6,000
		12 役務費		46,000	14,385	31,615
		14 使用料及び賃借料		502,000	137,340	364,660
		19 負担金補助及び交付金		657,000	656,911	89
計				17,256,000	9,335,754	7,920,246

歳入歳出差引残高(決算見込み)

(歳入額)

(歳出額)

(差引額)

17,255,754	-	9,335,754	-	7,920,000
------------	---	-----------	---	-----------

議案第 8 号

平成 2 1 年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画について

平成 2 1 年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 2 1 年度 熊本市・城南町合併協議会事業計画

項 目	事業計画
合併協議会	協議会の開催（月 1 回程度の開催） ・ 合併の期日等協議項目の協議 ・ 合併市町村基本計画の策定
専門部会	専門部会の開催（必要に応じ開催） ・ 協議会から付託された事項について審議
幹事会	幹事会の開催（必要に応じ開催） ・ 協議会提案事項の協議・調整
作業部会	作業部会の開催（随時開催） ・ 各種事務事業、合併市町村基本計画を専門的に調査・検討
広報広聴	・ 協議会だよりの発行 ・ ホームページ管理運営

平成 2 1 年 3 月 2 7 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

議案第9号

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算について

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成21年度 熊本市・城南町合併協議会予算

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

【別表】

歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金額
1 負担金		8,940
	1 負担金	8,940
2 県支出金		1,500
	1 県補助金	1,500
3 繰越金		7,920
	1 繰越金	7,920
4 諸収入		40
	1 預金利子	40
歳 入 合 計		18,400

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金額
1 総務費		18,400
	1 総務管理費	18,400
歳 出 合 計		18,400

歳入歳出予算事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

(款) 1負担金		(項) 1負担金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1市町負担金	8,940	17,250	△ 8,310	1市町負担金	8,940	熊本市・城南町合併協議会負担金 熊本市 8,268 城南町 672
計	8,940	17,250	△ 8,310		8,940	

(単位：千円)

(款) 1負担金		(項) 2県支出金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1県補助金	1,500	0	1,500	1県補助金	1,500	熊本県合併協議会補助金
計	1,500	0	1,500		1,500	

(単位：千円)

(款) 1負担金		(項) 3繰越金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1繰越金	7,920	0	7,920	1繰越金	7,920	前年度からの繰越金
計	7,920	0	7,920		7,920	

(単位：千円)

(款) 1負担金		(項) 4諸収入		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1預金利子	40	0	40	1預金利子	40	預金利子
計	40	0	40		40	

2. 歳出

(単位：千円)

(款) 1 総務費		(項) 1 総務管理費		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1 会議費	3,098	3,319	△ 221	1 報酬	2,610	協議会委員報酬 専門部会委員報酬 監査委員報酬
				11 需用費	53	食糧費
				12 役務費	13	傷害保険料
				14 使用料及び 賃借料	422	協議会会場使用料
2 事業推進費	11,871	11,569	302	11 需用費	8,444	協議会だより印刷経費 新市基本計画印刷経費
				12 役務費	3,086	協議会だより配送経費
				13 委託料	341	ホームページ維持管理経費
3 事務局費	3,431	2,362	1,069	9 旅費	69	普通旅費
				11 需用費	1,373	消耗品費 コピーカウンター料
				12 役務費	92	通信費 振込手数料
				14 使用料及び 賃借料	295	タクシー代 パソコンリース料
				19 負担金補助 及び交付金	1,602	嘱託職員負担金
計	18,400	17,250	1,150		18,400	

〔 協 議 〕

熊本市・城南町合併協議会協議項目一覧

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回	第2回	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い			
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第4回		
	9	地方税の取扱い	第3回	第4回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回		
	⑪	合併市町村基本計画			
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い			
	13	使用料・手数料の取扱い			
	14	公共的団体等の取扱い			
	15	補助金・交付金等の取扱い			
各種事業項目	16	総務関係事業について	第5回①		
	17	企画財政関係事業について	第3回① 第5回②	第4回①	
	18	市民生活関係事業について	第3回① 第5回②	第4回①	
	19	健康福祉関係事業について	第5回①		
	20	子ども未来関係事業について	第3回① 第4回②	第4回①	
	21	環境保全関係事業について	第2回①	第3回①	
	22	経済振興関係事業について	第5回①		
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第4回② 第5回③	第4回①	
	24	教育関係事業について	第4回① 第5回②		
	25	水道関係事業について	第2回	第3回（一部承認）	
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了

※○は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

(前回提案分)

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 2 月 24 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。

1. 名称は、城南町とする。
2. 設置期間は、合併の日から 5 年間とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	地域自治組織等	小項目名	地域自治組織等
協議内容	1.地域審議会 2.地方自治法に基づく地域自治区 3.合併特例法に基づく地域自治区 4.合併特例区 の制度の活用について		
合併協議会協議結果(調整方針)	合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。 1. 名称は、城南町とする。 2. 設置期間は、合併の日から5年間とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度あり ○富合町合併特例区制度導入の経緯 ・第5回合併協議会 「合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。 1.名称は、富合町とする。 2.設置期間は、合併の日から5年間とする。」 が承認され、合併特例区の導入が決定した。 ・第10回合併協議会 「富合町合併特例区規約」が承認され、処理する事務等が決定した。 ○富合町合併特例区の概要・・・別紙のとおり	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度なし
相 違 点 と 課 題	地域自治組織等の取扱いで、4つの制度の活用が考えられる中、熊本市は、富合町と合併する際、合併により心配される事柄(①住民の声が届きにくくなるのではないかと②市の周辺部になることにより取り残されるのではないかと③地域の個性や伝統が失われるのではないかと等)に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映しつつ、規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置した。 城南町と合併する場合、これらの制度のうちどの制度を活用するのか。	

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	条例により設置。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	<u>合併後の一定期間（上限5年）</u> ／協議による規約による
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内（協議による）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内（協議による規約で定める）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから市町村長の同意を得て区長が命じる。 合併特例区職員は市町村職員と併任。
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	<u>規約で定められた合併特例区</u> の事務を処理。

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例</u> で定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議</u> により定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約</u> で定める合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ----- ※合併特例区の <u>予算や規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法</u> により市町村長が選任。 ※任期は <u>2年以内</u> (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により <u>措置された財源を基に独自の予算を編成</u> 。ただし、 <u>合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。

◆富合町合併特例区の概要

項目	概要
合併特例区	
名称	富合町
区域	合併前の富合町の区域
設置日	平成20年10月6日
設置期間	5年間(平成25年10月5日まで)
事務所の位置	旧富合町役場(現富合総合支所)内
処理する事務	1.公の施設の設置及び管理 2.コミュニティ関連施策 3.地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 4.九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業 5.国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
予算	合併特例区の予算は、合併特例区の運営について必要と認める額を交付金として熊本市が交付する。 ※平成20年度 合併特例区交付金の額 90,633千円
合併特例区長	
選任	市町村長の被選挙権を有する者のうちから熊本市長が選任する。 ※設置時の区長:元町長
任期	2年
報酬	月額707,000円 (熊本市特別顧問を兼務)
権限	・合併特例区を代表し、その事務を総理する。 ・合併特例区の職員を指揮監督する。 ・法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。
合併特例区協議会	
選任	・区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。 ※設置時の構成員:元町議会議員、元副町長
構成員数	合併特例区規約の定数:10人以内 ※選任した構成員数:10人
任期	2年
報酬	月額250,000円
権限	合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。
活動(実績)	協議会:3回開催(平成21年1月1日現在) ※協議会活動のほか、部会による活動や地区囑託員・富合区域選出市議会議員等との定期的な意見交換、合併特例区が実施する各種イベントへの参加等の活動を行っている。

富合町合併特例区の処理する事務

- (1) 公の施設の設置及び管理
 - ・ 富合町健康づくり総合センター
 - ・ 富合町雁回公園
 - ・ 富合町屋外運動場
 - ・ 富合町老人憩の家
 - ・ 緑川総合運動公園

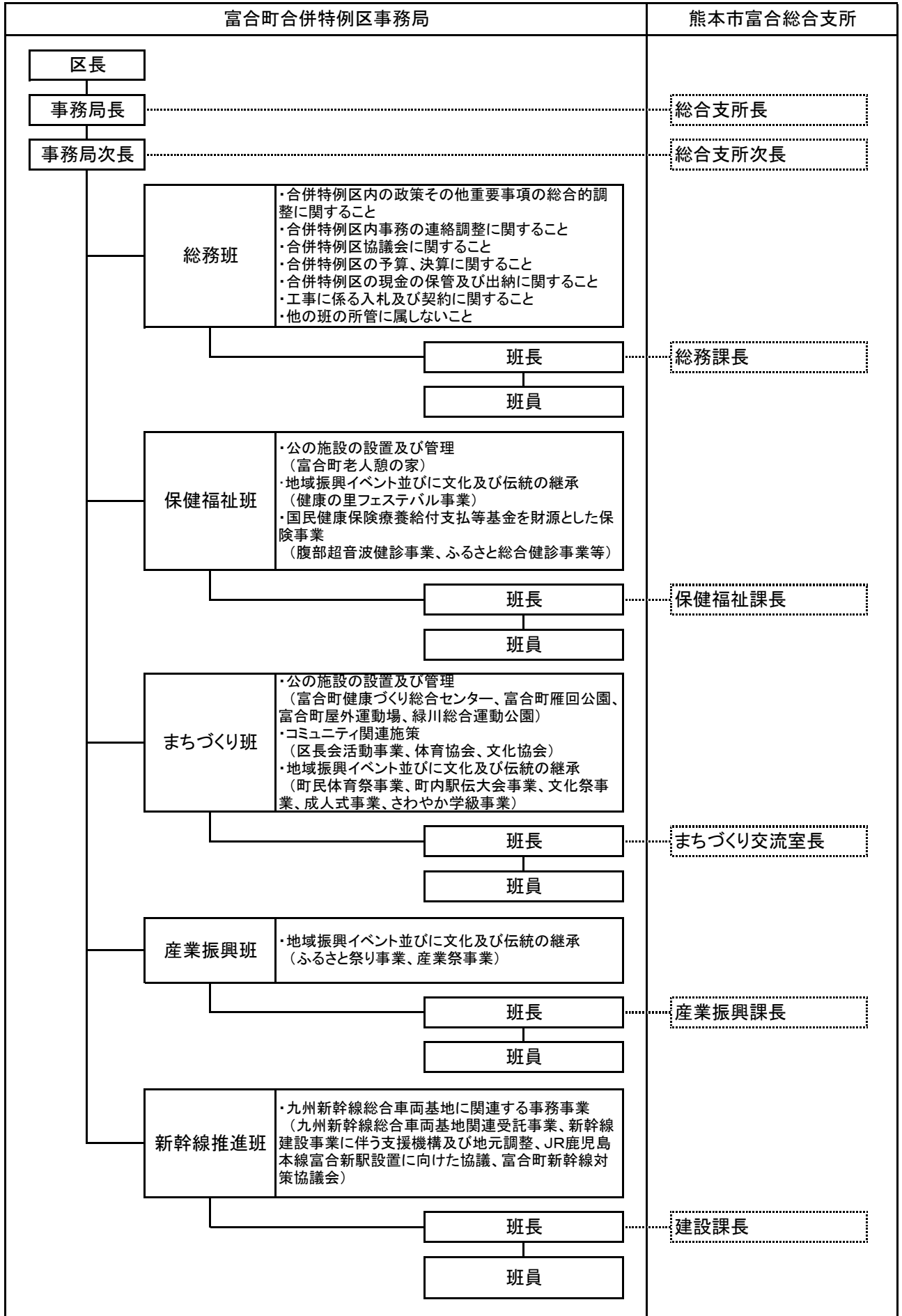
- (2) コミュニティ関連施策
 - ・ 区長会活動事業
 - ・ 体育協会
 - ・ 文化協会

- (3) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ ふるさと祭り事業
 - ・ 健康の里フェスティバル事業
 - ・ 産業祭事業
 - ・ 町民体育祭事業
 - ・ 町内駅伝大会事業
 - ・ 文化祭事業
 - ・ 成人式事業
 - ・ さわやか学級事業

- (4) 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
 - ・ 九州新幹線総合車両基地関連受託事業
 - ・ 新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整
 - ・ J R 鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議
 - ・ 富合町新幹線対策協議会

- (5) 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
 - ・ 腹部超音波健診事業
 - ・ ふるさと総合健診事業等

富合町合併特例区の組織



富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有

し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

協議第20号

子ども未来関係事業について（その2）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年2月24日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度（自己負担なし）は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法は、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。
- 2 保育料については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (20 子ども未来関係事業)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 保健衛生事業の取扱い						
	01	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回		
	02	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	第3回		
	03	歯科保健推進事業	子ども未来部会	第3回		
2 各種福祉制度の取扱い						
	01	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回		
	02	保育所特別保育事業(1)・(2)	子ども未来部会	第3回		
	03	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回		
	04	母親クラブ補助金	子ども未来部会	第3回		
	05	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第4回		
	06	保育料	子ども未来部会	第4回		
3 教育関係事業の取扱い						
	01	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	第3回		
	02	青少年育成会議	子ども未来部会	第3回		
	03	青少年健全育成事業	子ども未来部会	第3回		
	04	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回		
	05	公立幼稚園保育料等	子ども未来部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い						
		妊婦健診	子ども未来部会			
		健康相談(母子保健)	子ども未来部会			
		母子健康手帳交付等	子ども未来部会			
		乳幼児経過観察健診	子ども未来部会			
		食生活改善事業(食育推進ネットワーク連絡)	子ども未来部会			
		健康教育(母子保健)	子ども未来部会			
		1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会			
		訪問による支援等	子ども未来部会			
各種福祉制度の取扱い						
		児童虐待防止	子ども未来部会			
		母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会			
		母子生活支援施設への入所	子ども未来部会			
		次世代育成支援行動計画	子ども未来部会			
		保育所関係書類	子ども未来部会			
		保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会			
		保育所の定員管理	子ども未来部会			
		子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会			
		文書配布事務委託費	子ども未来部会			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会			
		助産施設への入所	子ども未来部会			
		エンゼル基金助成事業	子ども未来部会			
		雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会			
		子育てボランティアの育成	子ども未来部会			
		病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会			
		子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会			
		障がい児療育相談事業	子ども未来部会			
		城南町母子会補助金	子ども未来部会			
		次世代育成支援対策施設整備補助金	子ども未来部会			
		社会参画支援事業	子ども未来部会			
		児童ふれあい交流促進事業	子ども未来部会			

教育関係事業の取扱い				
延長保育(幼稚園での預かり保育)	子ども未来部会	次回以降提案		
幼稚園臨時教諭	子ども未来部会	次回以降提案		
幼稚園給食	子ども未来部会	次回以降提案		
社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会			
幼稚園機械警備関係	子ども未来部会			
幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会			
幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会			
就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会			
幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会			
幼稚園健康診断関連	子ども未来部会			
幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会			
幼稚園交通教室他	子ども未来部会			
幼稚園安全経費	子ども未来部会			
幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会			
幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会			
家庭教育推進事業	子ども未来部会			
青少年活動支援事業	子ども未来部会			
幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会			
学校・地域連携推進事業	子ども未来部会			
子ども文化会館管理運営	子ども未来部会			
勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会			
青少年センター管理運営事業	子ども未来部会			
児童館管理運営経費	子ども未来部会			
幼稚園給水関連	子ども未来部会			
幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	05 乳幼児医療費助成
------	----------	------	-------------

協議内容	自己負担及び支給方法の取り扱いについて
合併協議会協議結果(調整方針)	自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法については、合併時に熊本市の例(現物給付と償還払いの併用)に統一する。

制 度 比 較																						
	熊 本 市	城 南 町																				
市 町 別 内 容	1.対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。	1.対象者 国民健康保険法又は社会保険法による被保険者または被扶養者であって城南町に住所を有する乳幼児。(義務教育就学前)																				
	2.自己負担	2.自己負担																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">保険診療内容</th> <th style="width: 25%;">無料</th> <th style="width: 50%;">500円負担</th> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2歳まで</td> <td>3歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4歳まで</td> <td>5歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td></td> </tr> </table>	保険診療内容	無料	500円負担	医科	2歳まで	3歳～就学前まで	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで	保険薬局	就学前まで		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">保険診療内容</th> <th style="width: 75%;">無料</th> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院)</td> <td>就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> </tr> </table>	保険診療内容	無料	医科(入院・通院)	就学前まで	歯科	就学前まで	保険薬局	就学前まで
	保険診療内容	無料	500円負担																			
	医科	2歳まで	3歳～就学前まで																			
	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで																			
	保険薬局	就学前まで																				
	保険診療内容	無料																				
	医科(入院・通院)	就学前まで																				
	歯科	就学前まで																				
保険薬局	就学前まで																					
※500円負担・・・1医療機関ごとに1ヶ月につき(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)																						
3.支給方法 現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合 償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上のとき。 ②市外で診療を受けたとき。 ③育成医療及び小児慢性特定疾患に係る一部負担金。 ④治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。	3.支給方法 償還払い																					
4.償還払いの方法 ・乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付(レシートは不可) ・診療日の翌月より1年間請求可 ・支払いは口座振込(郵便局以外の口座)	4.償還払いの方法 ・乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付(レシートは不可) ・診療月の翌月より1年間請求可 ・支払いは口座振込(郵便局以外の口座) ・利便性向上方策による、請求手続き簡素化の実施。(県実施要領による)																					
5.償還支払い日 毎月、月末締め翌月20日支払い	5.償還支払い日 毎月末締め、翌月末支払い(最後の週の火曜・金曜)																					
	次頁へ続く																					

	<p>6.所得制限 なし</p> <p>平成 17 年度決算 1,026,862 千円 平成 18 年度決算 1,028,743 千円 平成 19 年度決算 1,414,036 千円</p>	<p>6.所得制限 なし</p> <p>平成 17 年度決算 17,699 千円 平成 18 年度決算 18,167 千円 平成 19 年度決算 23,932 千円</p>
<p>相 違 点 と 課 題</p>	<p>助成内容の相違(熊本市は医科3歳以上、歯科5歳以上について自己負担有(1医療機関につき1ヶ月あたり500円)城南町は自己負担なし)のため経過措置が必要である。</p> <p>城南町は償還払となっているが、合併後は熊本市同様、現物給付と償還払の併用とする。(経過措置対象外)</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	06 保育料
協議内容	保育料金額の調整方法について協議が必要。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	○保育園数	○保育園数	
	公立 19 園 私立 116 園	公立 なし 私立 6 園	
	○広域入所(H20.4.1) 城南町へ委託 1 人 城南町より受託 0 人	○広域入所(H20.4.1 現在) 熊本市へ委託 0 人 熊本市より受託 1 人	
	○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり	○保育料 ※基準額表 別紙のとおり	
	平成 17 年度決算 2,912,035 千円 平成 18 年度決算 2,954,934 千円 平成 19 年度決算 3,037,203 千円	平成 17 年度決算 115,349 千円 平成 18 年度決算 111,783 千円 平成 19 年度決算 114,021 千円	
	○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 軽減なし	○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 無料	
相 違 点 と 課 題	保育料基準額の相違について。		

保育料基準額比較表

参考資料

(単位：円)

国基準額		熊本市				城南町			
3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	対象園児数 12,913 (H20.4.1)	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分 定義		3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 所している者の減 額規定	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分 定義	
			階層区分	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)				階層区分	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)
0	0	123	第1階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	0	0	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者が2人(該当する児童が2人以上の場合)、そのうちの1人は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料	第1階層	第1階層を除き前年度の分の所得税の額が、その区分に該当する世帯
9,000	6,000	母子等 1,181 939	第2階層	市町村民税非課税世帯	4,500	3,000		第2階層	A階層及びD階層を除き前年度の分の所得税の額が、(所得割のない世帯)所得割の額が5,000円未満
19,500	16,500	1,737	第3階層	市町村民税課税世帯	11,500	8,200		第3階層	均等割の額のみ(所得割のない世帯)所得割の額が5,000円未満
30,000	27,000	862	第4-1階層	10,000円未満	16,000	12,500		第4-1階層	3,000円未満
		2,242	第4-2階層	10,000円以上 40,000円未満	25,500	22,000		第2階層	10,000円以上 19,000円未満
44,500	41,500	2,884	第5階層	40,000円以上 103,000円未満	34,500	29,000		第3階層	20,000円以上 23,000円未満
61,000	58,000	2,455	第6階層	103,000円以上 413,000円未満	47,000	30,000		第4階層	30,000円以上 30,000円未満
80,000	77,000	490	第7階層	413,000円以上	51,000	32,000	第5階層	40,000円以上 40,000円未満	

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。

(1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯

(2) 次に掲げる見(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者

イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害年金等の受給者

ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき市長が認めたもの。

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は、(B)階層とする。

(1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯

(2) 次に掲げる見(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者

イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 2）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 24 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 市道の整備（幹線及び集落間道路）については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。
- 2 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成 23 年度まで、事業資金貸付に関しては平成 24 年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。
- 3 ~~下水道計画については、合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進める。~~
下水道事業については、平成 21 年度に城南町で策定する污水計画に基づき、合併後 10 年程度の完了予定で整備を進める。
- 4 下水道使用料については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（23 都市建設関係事業）

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 交通関係事業の取扱い					
01	地方バス	都市建設部会	第3回		
2 建設関係事業の取扱い					
01	里道の整備	都市建設部会	第3回		
02	市道の整備(幹線及び集落間道路)	都市建設部会	第4回		
3 都市計画の取扱い					
01	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第3回		
02	土地区画整理事業	都市建設部会	第4回		
4 下水道事業の取扱い					
01	下水道計画	都市建設部会	第4回		
02	下水道使用料	都市建設部会	第4回		
交通関係事業の取扱い					
	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会			
建設関係事業の取扱い					
	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅駐車場整備・管理	都市建設部会	次回以降提案		
	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅例規	都市建設部会			
	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会			
	市道の整備(集落内道路の新設・改良)	都市建設部会	次回以降提案		
	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	次回以降提案		
	道路占用料	都市建設部会			
	道路台帳	都市建設部会			
	道路の維持管理	都市建設部会			
	用途廃止・払い下げ	都市建設部会			
	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会			
	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会			
	官民境界	都市建設部会			
	私道の整備	都市建設部会			
	道路位置指定	都市建設部会			
	建築確認事務	都市建設部会			
	建築指導行政	都市建設部会			
	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会			
	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会			
	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会			
	市(町)営住宅図面	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会			
	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会			
	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会			
	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会			
	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会			
	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会			
	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会			

河川の維持管理	都市建設部会			
砂防対策	都市建設部会			
河川占用料	都市建設部会			
河川整備計画	都市建設部会			
河川災害関連	都市建設部会			
法定外公共物(水路)の維持管理	都市建設部会			
用地取得基準	都市建設部会			
(建築)やさしいまちづくり事業	都市建設部会			
市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会			
市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会			
市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会			
新規道路の認定	都市建設部会			
主要地方道小川嘉島道路整備促進期成会	都市建設部会			
小川御船間道路整備促進期成会	都市建設部会			
浜戸川改修促進期成会	都市建設部会			
緑川改修促進期成会	都市建設部会			
熊本県治水砂防協会	都市建設部会			
一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会	都市建設部会			
九州地区用地対策連絡会	都市建設部会			
熊本県河川海岸防災協会	都市建設部会			
熊本県道路改良事業負担金	都市建設部会			
熊本県道路利用者協会	都市建設部会			
日本道路協会	都市建設部会			
木原花園浦川内(雁回山)線整備期成会	都市建設部会			
熊本県公共建築行政連絡協議会	都市建設部会			
都市計画の取扱い				
都市計画審議会委員	都市建設部会			
中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会			
公園管理	都市建設部会			
公園維持管理事業	都市建設部会			
公園使用料	都市建設部会			
児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会			
公園愛護会支援事業	都市建設部会			
公園整備事業	都市建設部会			
公園県事業負担金	都市建設部会			
土地利用対策事業	都市建設部会			
八代宇城地方拠点都市建設推進協議会	都市建設部会			
下水道事業の取扱い				
受益者負担金	都市建設部会	次回以降提案		
水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	次回以降提案		
施設の保守、運転管理	都市建設部会			
排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会			
下水道台帳	都市建設部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	02 市道の整備（幹線及び集落間道路）
協議内容	幹線道路整備計画について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 都市計画道路及び補助幹線（幹線1・2級の指定を受けた路線）については、幹線道路整備プログラムに基づき、新設改良を計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路整備事業 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 2,723,111千円 <li style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 3,818,595千円 <li style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 5,525,344千円 ・補助幹線整備経費 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 475,716千円 <li style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 606,867千円 <li style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 658,345千円 <p>2. 電線共同溝 無電柱化計画に基づく路線の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 299,660千円 <li style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 277,758千円 <li style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 162,919千円 <p>3. その他、市が独自に定めた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行空間整備経費 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 83,012千円 <li style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 75,630千円 <li style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 106,049千円 ・補助交通安全整備経費 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 単独費に合算 <li style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 146,435千円 <li style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 117,719千円 	<p>1. 都市計画道路及び町幹線道路については、町中心市街地道路整備計画に基づき、新設改良を計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路整備事業 <li style="padding-left: 20px;">土地区画整理事業での整備路線以外の事業認定路線なし ・地方特定道路整備事業 <li style="padding-left: 20px;">平成17年度決算 95,003千円 <li style="padding-left: 20px;">平成18年度決算 31,570千円 <li style="padding-left: 20px;">平成19年度決算 24,450千円 <p>2. 電線共同溝 該当事業なし</p> <p>3. その他、町が独自に定めた事業 該当事業なし</p>	
相 違 点 と 課 題			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	3 都市計画	小項目名	02 土地区画整理事業
協議内容	熊本市の「土地区画整理事業補助金交付要綱」に基づく補助と、城南町の「補助金交付要綱」に基づく補助実績と予定、また、城南町の「城南町土地区画整理事業資金貸付要綱」に基づく貸付金の返還について検討した。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	補助金に関しては平成 23 年度まで、事業資金貸付に関しては平成 24 年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。		

制 度 比 較								
	熊 本 市	城 南 町						
市 町 別 内 容	<p>1. 組合が行なう事業に対して下記要綱にしたがい補助金を交付する。(熊本市土地区画整理事業補助金交付要綱)</p> <p>第 3 条第 1 項</p> <p>①都市計画道路の用地取得 当該道路の幅員から 8 m を差し引いた部分の組合設立認可のあったときにおける事業計画書の整理前の土地評価額により算定される用地費用相当額の 10 分の 10</p> <p>②都市計画道路築造に伴う移転補償 当該補償費額の 10 分の 10</p> <p>③都市計画道路の側溝築造 当該築造に要する費用相当額の 10 分の 2.5</p> <p>④区画道路の側溝築造 当該築造に要する費用相当額の 10 分の 2.5</p> <p>⑤水路の築造 当該築造に要する費用相当額の 10 分の 6</p> <p>⑥橋梁の築造 当該築造に要する費用相当額の 10 分の 6</p> <p>2. 熊本市が補助金を交付した土地区画整理事業（組合施行）の事例</p> <p>(1)</p> <p>①事業の名称 熊本都市計画事業画図土地区画整理事業</p> <p>②整備面積 29.1ha</p> <p>③都市計画の位置付け H6.8.24 熊本都市計画土地区画整理事業の決定</p> <p>④近年の補助金交付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成 17 年度決算</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度決算</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度予算</td> <td style="text-align: right;">4,800 千円</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	0 千円	平成 18 年度決算	0 千円	平成 19 年度予算	4,800 千円	<p>1. 城南町中央土地区画整理組合に対して、運営補助として交付している。(城南町補助金等交付要綱)</p> <p>2.</p> <p>【実績】 補助（直近 3 年間） H18～H20：27,000 千円 内訳 〔 組合運営補助：27,000 千円＝9,000 千円@3 年 〕</p> <p>【予定】 補助 H21～H23：115,000 千円 内訳 〔 組合運営補助：27,000 千円＝9,000 千円@3 年 事業補助：88,000 千円＝30,000 千円+28,000 千円 H21, 22 H23 〕</p>
平成 17 年度決算	0 千円							
平成 18 年度決算	0 千円							
平成 19 年度予算	4,800 千円							

	<p>(2)</p> <p>①事業の名称 熊本都市計画事業陳内土地区画整理事業</p> <p>②整備面積 29.8ha</p> <p>③都市計画の位置付け H8.2.16 熊本都市計画土地区画整理事業の決定</p> <p>④近年の補助金交付額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>25,390千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度予算</td> <td>0千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	25,390千円	平成18年度決算	0千円	平成19年度予算	0千円	<p>3. その他</p> <p>城南町土地区画整理事業資金貸付要綱に基づく貸付実績：765,000,000円（平成18年度300,000,000円＋平成19年度465,000,000）・・・年利1.3% 償還期間は7年（平成18～24年度）、利率は年利1.3%（平成18年度は年利1.97%）の元金均等払い</p>
平成17年度決算	25,390千円							
平成18年度決算	0千円							
平成19年度予算	0千円							
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町の土地区画整理事業の事業期間は平成10年度から平成24年度である。 ・城南町の土地区画整理事業は組合施行ではあるものの、町の振興計画の柱に位置付けられた事業であり、資金面並びに人的な支援を行なってきており、事業立ち上げの経緯ならびに支援実績などにおいて、熊本市の組合施行の土地区画整理事業とは大きな相違がある。 							

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	01 下水道計画
協議内容	下水道計画の取扱い		
合併協議会協議結果(調整方針)	合併時における城南町の污水計画に基づき計画的に整備を進める。 下水道事業については、平成21年度に城南町で策定する污水計画に基づき、合併後10年程度の完了予定で整備を進める。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1. 事業名	1. 事業名	
	単独公共下水道事業	城南町公共下水道事業	
	流域関連公共下水道事業		
	2. 会計名	2. 会計名	
	熊本市下水道事業会計（公営企業会計一部適用）	城南町公共下水道特別会計	
	3. 污水計画	3. 污水計画（1処理区）	
	計画面積 12,280 ha	計画面積 377ha	
	計画人口 706,000 人	計画人口 11,000 人	
	目標年次 平成32年	目標年次 平成22年度	
	事業費 587,472 百万円	事業費 11,541 百万円	
	計画処理水量 517,600 m ³ /日	計画処理水量 6,000 m ³ /日	
	排除方式 分流式、一部合流式	排除方式 分流式	
	4. 認可計画	4. 認可計画（平成16年度）	
	計画面積 11,136 ha	計画面積 342ha	
	計画人口 639,160 人	計画人口 10,000 人	
	目標年次 平成23年(流関は22年)	目標年次 平成20年度	
	事業費 479,753 百万円	事業費 9,592 百万円	
	5. 整備状況(平成19年度末)	5. 整備状況（平成19年度末）	
	処理人口 564,617 人	処理人口 6,659 人	
	普及率 85.6%	(公共6,659人)	
整備面積 9,465ha	普及率 33.6% (公共下水道)		
面整備率 77.1%	(下水道 33.6%)		
	整備面積 245,1ha (公共下水道)		
	面整備率 65.0% (公共下水道)		
6. 雨水計画	6. 雨水計画		
区域面積 8,970ha	区域面積 377ha		
目標年次 平成32年	目標年次 平成22年度		
事業費 40,939 百万円	事業費 1,643 百万円		
平成17年度決算 7,022,072 千円	平成17年度決算 604,934 千円		
平成18年度決算 5,440,291 千円	平成18年度決算 537,598 千円		
平成19年度決算 8,620,321 千円	平成19年度決算 552,678 千円		

相
違
点
と
課
題

城南町の面整備率は熊本市及び熊本市近郊の市町村と比べ低い状況にある。

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	02 下水道使用料
協議内容	下水道使用料について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1. 使用料金(消費税含む)	1. 使用料金(消費税含む)	
	(1) 水道水及び営業用井戸水	(1) 水道水及び営業用井戸水	
	・基本料金 10 m ³ まで 990 円	・基本料金 10 m ³ まで 1,575 円	
	(従量料金 1 m ³ につき)	(従量料金 1 m ³ につき)	
	・11 m ³ ~20 m ³ 125 円	・11 m ³ ~ 136.5 円	
	・21 m ³ ~50 m ³ 165 円	(例) 20 m ³ 使用の場合 2,940 円	
	・51 m ³ ~200 m ³ 200 円	(2) 一般家庭用の井戸水	
	・201 m ³ ~500 m ³ 240 円	1人世帯 1,575 円	
	・501 m ³ ~2,000 m ³ 280 円	2人世帯 2,625 円	
	・2,001 m ³ 以上 325 円	3人世帯 3,465 円	
(例) 20 m ³ 使用の場合 2,240 円	4人世帯 4,305 円		
(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水	4人を超える世帯については、1人につき 525 円		
1世帯につき 1,700 円	を加算する。		
(3) 一般公衆浴場 12 円/m ³	世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、		
	その基準日は毎月1日とする。		
2. 使用料の徴収及び納入方法	2. 使用料の徴収及び納入方法		
(1) 水道料金と同時に水道局徴収	(1) 水道水分及び井戸水分 下水道課で徴収		
奇数・偶数月検針 → 毎月徴収	一般家庭用 → 毎月徴収		
口座振替・納付書払い	事業用 → 毎月徴収		
(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収	口座振替・納付書払い		
一般家庭用 → 奇数月徴収			
事業用 → 毎月徴収			
口座振替・納付書払い			
(3) 水道水と井戸水等との併用	(3) 水道水と井戸水等との併用		
水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用	水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用		
される場合、汚水の種類別に算定して徴収	される場合、個人住宅の場合は、従量制か世帯割か		
	選択。		
	事業所の場合は、従量制。		
3. メーター検針方法	3. メーター検針方法		
(1) 水道水は水道局が検針	(1) 水道水及び事業用井戸水はシルバー人材センタ		
奇数・偶数月検針	ーに検針委託		
(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託	毎月検針	次頁へ続く	

	<p>2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施 * 家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 11,017,096千円 平成18年度決算 11,208,455千円 平成19年度決算 11,174,965千円</p>	<p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は町が設置 (取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施 * 家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 52,815千円 平成18年度決算 62,304千円 平成19年度決算 66,415千円</p>
相違点と課題	<p>料金体系については、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量45m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定されている。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、城南町が1人世帯では低額であるが、2人世帯以上は、熊本市が低額に設定されている。(城南町、1人世帯230世帯。2人世帯以上1,148世帯) (世帯数は、平成20年1月末現在)</p>	

協議第24号

教育関係事業について（その1）

教育関係事業について承認を求める。

平成21年2月24日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

教育関係事業について

- 1 下記の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・通学区域（高等学校）
 - ・~~体育協会の組織~~
 - ・各種大会（出場）補助金
 - ・人権教育（子どもフォーラムを含む）
- 2 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
- 3 育英奨学金（育英事業）については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
- 4 社会教育関係団体（PTA連絡協議会）については、5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。
- ~~5 社会教育団体（文化協会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。~~
- ~~6-5~~ 施設整備計画及び管理運営方法（小中学校等）については、熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。

- ~~7~~6 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
- ~~8~~7 学校給食調理場については、現行（自校方式）のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。
- ~~9~~8 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
- ~~10~~9 通学区域（小・中学校）については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
- ~~11~~10 少人数学級については、新市の事業として継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

(24 教育関係事業)

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
教育関係事業の取扱い					
1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第4回		
2	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回		
3	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回		
4	体育協会	教育部会	第4回		
5	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第4回		
6	社会教育関係団体への補助金(文化協会)	教育部会	第4回		
7	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	第4回		
8	各種大会(出場)補助金	教育部会	第4回		
9	文化財の保護・管理・活用	教育部会	第4回		
10	学校給食調理場	教育部会	第4回		
11	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	第4回		
12	中学校校名	教育部会	第4回		
13	通学区域(小・中学校)	教育部会	第4回		
14	少人数学級	教育部会	第4回		
	成人式	教育部会	次回以降提案		
	体育指導委員	教育部会	次回以降提案		
	図書館行事	教育部会	次回以降提案		
	学校給食物資共同購入	教育部会			
	教育相談事業	教育部会			
	人権教育関係負担金・補助金	教育部会			
	小中学校の指導・助言	教育部会			
	中学校エアコン	教育部会			
	人材育成活動補助金	教育部会			
	教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会			
	教育関係助成金・負担金	教育部会			
	各種大会等	教育部会			
	各種体育施設	教育部会			
	公民館使用料	教育部会			
	公民館学級	教育部会			
	図書館の施設管理運営	教育部会			
	運動施設予約・案内システム	教育部会			
	学校施設一般開放管理業務	教育部会			
	歴史民俗資料館	教育部会			
	学校・地域連携推進事業	教育部会			
	就学指導委員会	教育部会			
	就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会			
	学校図書館充実事業	教育部会			
	学校用備品整備事業	教育部会			
	機械警備関係	教育部会			
	教育委員	教育部会			
	緊急警報システム	教育部会			
	私立学校振興事業	教育部会			
	事務補助員	教育部会			
	小中学校管理運営事業	教育部会			
	障がい児教育事業	教育部会			
	職員研修事業	教育部会			
	情報環境の整備	教育部会			

英語指導助手事業	教育部会			
中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会			
図書の管理等	教育部会			
図書館のサービス	教育部会			
博物館管理運営	教育部会			
エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会			
プール管理等経費	教育部会			
屋外運動施設関連経費	教育部会			
各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会			
学校安全経費	教育部会			
学校医・歯科医・薬剤師	教育部会			
学校環境衛生経費	教育部会			
学校給食行政経費	教育部会			
学校保健関係賠償保険料等	教育部会			
学校保健関連事業	教育部会			
小・給食室施設整備経費	教育部会			
共同調理場調理等業務委託経費	教育部会			
計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会			
結核対策委員会	教育部会			
健康診断関連	教育部会			
交通教室他	教育部会			
就学时健康診断	教育部会			
給食室施設整備(維持)経費	教育部会			
小・共同調理場施設整備経費	教育部会			
小・中学校給水関連	教育部会			
小・中学校浄化槽関連	教育部会			
食事環境整備経費	教育部会			
生活改善推進経費	教育部会			
体力向上関連研修会等	教育部会			
体力向上等消耗品・備品購入	教育部会			
中・給食衛生改善対策経費	教育部会			
保健用消耗品等	教育部会			
教科書採択	教育部会			
こどもエコセミナー経費	教育部会			
集団宿泊	教育部会			
ナイストライ事業経費	教育部会			
学びノート教室開催経費	教育部会			
感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会			
感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会			
教育指導行政経費	教育部会			
教育内容充実経費・学びノート教室開催経費	教育部会			
教職員の指導力向上経費	教育部会			
勤労体験学習事業経費	教育部会			
国際教育関係経費	教育部会			
子ども議会関係経費	教育部会			
総合的な学習の時間推進経費	教育部会			
幼児教育経費	教育部会			
障害別特別支援学級	教育部会			
教職員研修	教育部会			
各種大会(開催)補助金	教育部会			
スポーツ振興基金等	教育部会			
スポーツ振興審議会	教育部会			
総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会			
体育傷害見舞金	教育部会			

あそ教育キャンプ場運営	教育部会			
家庭教育推進事業	教育部会			
青少年活動支援事業	教育部会			
その他社会教育関係委員	教育部会			
金峰山少年自然の家運営管理	教育部会			
社会教育委員	教育部会			
生涯学習広報事業	教育部会			
公民館の運営状況	教育部会			
公民館運営審議会	教育部会			
公民館総合補償制度	教育部会			
生涯学習支援事業	教育部会			
記念館管理(運営経費)	教育部会			
史跡等購入経費	教育部会			
文化財広報活用経費	教育部会			
文化財保全・調査経費	教育部会			
文化財保存修復基金積立金	教育部会			
文化財保存修復経費	教育部会			
文化財保護委員会	教育部会			
文化団体への補助金	教育部会			
埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会			
文化施設整備経費	教育部会			
青少年国際・国内交流事業	教育部会			
学校支援地域本部事業	教育部会			
放課後子ども教室推進事業	教育部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)
協議内容	支援員の雇用形態、修学旅行特別支援について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおりに継続し、その後熊本市の例に統一する。 修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○学級支援員の配置 (概要) 熊本市立小中学校における教育活動が困難な学級に臨時的任用職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。</p> <p>(配置状況)・配置人数 20人(19年度) ・配置校 40校(//) ・日額 6,180円 (平成21年度より30人配置予定)</p> <p>(学級支援員配置経費) 平成17年度決算 20,123千円(15人) 平成18年度決算 22,987千円(17人) 平成19年度決算 27,107千円(20人)</p> <p>○修学旅行特別支援 ・修学旅行に保護者が付添う場合に要件を定めて補助金を交付する。 ・補助額は、就学奨励費の特別支援学校の修学旅行費の付添人への補助に準ずる。</p> <p>(修学旅行特別支援経費) 平成17年度決算 59千円(小3件、中2件) 平成18年度決算 60千円(小1件、中1件) 平成19年度決算 0千円(小0件、中0件)</p>	<p>○特別支援教育支援員の配置 (概要) 平成20年度より町立小学校における教育活動が困難な学級に非常勤職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。</p> <p>(配置予定)・配置人数 4人 ・配置校 小学校3校 中学校1校(平成21年度配置予定) ・日給 8,400円(日額) ※教員免許を有する場合 5,700円(日額) ※教員免許を有しない場合</p> <p>(特別支援教育支援員配置経費) 平成20年度予算 7,224千円(4人)</p> <p>○該当なし</p>
相違点と課題	<p>支援員の雇用形態に相違があるため、制度を統一する必要がある。 熊本市：臨時的任用職員 城南町：非常勤職員 城南町には修学旅行特別支援の制度はない。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	2 通学区域(高等学校)
協議内容	公立高校の通学区域が異なる。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市立高校の通学区域については、熊本市の例による。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	現在の公立高等学校の通学区域について		現在の公立高等学校(普通科)の通学区域について
	<ul style="list-style-type: none"> ・必由館高等学校 ・千原台高等学校 		<ul style="list-style-type: none"> ・第二高等学校 ・御船高等学校 ・甲佐高等学校 ・宇土高等学校 ・松橋高等学校 ・矢部高等学校
	通学区域は熊本市であるが、学区外の出願者に入学を許可し得る数を下表のとおり設定している。		
	学校・学科・コース	学区外入学枠 (募集定員に占める割合)	
	必由館高等学校		
	・普通科	5%以内	
	・普通科国際コース	30%以内	
	・普通科芸術コース	40%以内	
	・普通科服飾デザインコース	40%以内	
	千原台高等学校		
	・普通科国際経済コース	30%以内	
	・普通科健康スポーツコース	40%以内	
	・情報科 OA 会計コース	40%以内	
	・情報科経営情報コース	40%以内	
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・済々黌高等学校 <li style="width: 50%;">・熊本高等学校 <li style="width: 50%;">・第一高等学校 <li style="width: 50%;">・第二高等学校 <li style="width: 50%;">・熊本西高等学校 <li style="width: 50%;">・熊本北高等学校 <li style="width: 50%;">・東稜高等学校 		
相 違 点 と 課 題	<p>県立高校については、平成 22 年度入学者選抜(平成 22 年 4 月入学者)から現行の宇上学区と熊本学区が統合されて県央学区となる再編案が示されている。</p> <p>県央学区:済々黌 熊本 第一 第二 熊本西 熊本北 東稜 御船 甲佐 宇土 松橋 矢部 蘇陽</p>		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	3 育英奨学金(育英事業)
協議内容	城南町の奨学金について、交付制度をどのように取り扱うのか。また、現在受けている方についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市奨学金貸付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用定数 高校等 280 人 大学等 100 人 ・貸付額〔月額〕 <ul style="list-style-type: none"> 高校等(国公立) 18,000 円 " (私立) 30,000 円 大学等(国公立) 42,000 円 " (私立) 51,000 円 ・貸付実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 138,378 千円 平成 18 年度決算 124,722 千円 平成 19 年度決算 112,575 千円 ・貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限 ・貸付利率 無利子 ・返還期間 貸付終了後6月を経て返還開始 返還期間は9年～15年 ・選考基準 <ul style="list-style-type: none"> (1)熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2)学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3)経済的理由により修学が困難であると認められること。 (4)他の奨学金等や授業料の減免等を受けていないこと。 	<p>城南町奨学金交付制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用数 毎年 3 名程度 ・交付額〔月額〕 9,700 円(国公立高等学校授業料の範囲内) ・交付実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 912 千円 平成 18 年度決算 643 千円 平成 19 年度決算 574 千円 ・交付期間 高校在学 3 年間 ・交付方法 年 3 回に分けて支給 ・選考基準 <ul style="list-style-type: none"> (1) 下益城城南中学校卒業者であること (2) 学業成績及び素行が優良で、かつ、身体強健であること (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること
相 違 点 と 課 題	<p>金額的には熊本市の方が高くなっているが、熊本市が貸付制度であるのに対し、城南町は交付制度であるため、制度を統一する必要がある。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	4 体育協会
協議内容	体育協会の組織をどうするか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	城南町体育協会の組織は、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市体育協会 ・任務 熊本市における体育・スポーツの奨励と振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。 ・組織 80 校区体育協会、46 競技団体、熊本市スポーツ少年団 ※会長 1 名、副会長 4 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 17 名、監事 2 名 (任期：2 年、再任を妨げない。) ・役員選出 会長は、評議員会で選出。 副会長は、教育長、校区体育協会会長 2 名、競技団体 1 名の計 4 名とし、理事会が選考し、評議員会で選出する。 理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出 ・会議 評議員会及び理事会 ・市補助金の推移 平成 17 年度決算 32,130 千円 平成 18 年度決算 29,300 千円 平成 19 年度決算 30,050 千円 ・体育協会の事務局 「熊本市体育協会規約」により事務局は教育委員会社会体育課に置くとなっている。 ・事務 体育協会の事務は、1 名の専属事務局員を雇用し、事務にあっている。また、事務局長、事務局次長は社会体育課職員が兼務している。 ・事務の内容 校区体育協会 (80 校区) と競技スポーツ団体 (46 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 城南町体育協会 ・任務 町内社会体育の振興に務めもって町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成を図ることを目的とする。 ・組織 39 地区体育推進員、24 種目団体、体育指導委員、スポーツ少年団、老人クラブ、婦人会 ※会長 1 名、副会長 2 名、総務若干名、種目部長、監事 2 名、名誉会長、顧問及び参与若干名 (任期：2 年 再任は妨げない。) ・役員選出 会長は役員総会において選出。 その他役員は会長が役員会にはかり委嘱する。 ・会議 役員総会・常任理事会とし会長が必要に応じて召集する。 ・町補助金の推移 平成 17 年度決算 19,550 千円 平成 18 年度決算 17,905 千円 平成 19 年度決算 16,038 千円 ・体育協会の事務局 「城南町体育協会規約」により、事務局は B&G 海洋センター内に置くとなっている。 ・事務 体育協会の事務は、体育協会事務局の職員 (B&G 海洋センター内) が事務を行っている。また、事務局長、事務局次長は社会教育課職員が兼務している。 ・事務の内容 ○予算・決算 ○年間事業計画の企画・立案 ○会議の通知・運営 	

	<p>団体) を総括する組織として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算 ○年間事業計画の企画・立案 ○会議の通知・運営 ○評議員会・理事会等会議資料作成 ○出納簿の管理 <p>・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民体育祭派遣 ○市杯スポーツ大会 ○表彰 ○熊本市民スポーツフェスタ ○各種会議の会議 <p>平成 17 年度決算 37,545 千円 平成 18 年度決算 34,770 千円 平成 19 年度決算 34,196 千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総会・理事会の資料作成 ○出納簿の管理 <p>・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種大会の運営 町民体育祭・駅伝大会・研修会・総会 <p>・下益城郡体育協会事業の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○郡民・県民体育祭 ○郡駅伝大会 ○町・郡ロードレース大会 ○熊日駅伝(男子・女子) ○下益城郡体育協会負担金 平成 17 年度決算 2,285 千円 平成 18 年度決算 2,050 千円 平成 19 年度決算 2,071 千円 <p>・町体育協会予算</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 19,575 千円 平成 18 年度決算 17,378 千円 平成 19 年度決算 17,645 千円
相違点と課題	<p>城南町の体育協会長は町長、事務局長は社会教育課長であり、予算や事業計画など全てにおいて町の関与が大きい。熊本市の校区体協は、市の補助金と校区独自の自主財源(自治会からの負担金など)で運営している。城南町は3小学校区あるが、活動は全て町単位で行っており、これまでに校区単位での活動実績があまりなかったために、組織作りが難しい。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	5 社会教育関係団体及び補助金
協議内容	PTA協議会への補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。 なお、補助金については5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。		

制 度 比 較															
	熊 本 市	城 南 町													
市 町 別 内 容	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。													
	熊本市PTA協議会 会長1名副会長6名委員等 任期1年 小学校81 中学校37 PTA加盟	城南町PTA連絡協議会 会長1名 副会長2名 委員等 任期1年 幼稚園1 小学校3 中学校1													
	○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。	○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。													
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">PTA協議会補助金</td> <td style="text-align: right;">2,070千円</td> </tr> <tr> <td>青年団体連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">315千円</td> </tr> <tr> <td>青年団協議会</td> <td style="text-align: right;">270千円</td> </tr> </table>	PTA協議会補助金	2,070千円	青年団体連絡協議会	315千円	青年団協議会	270千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">PTA連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">337千円</td> </tr> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> </table>	PTA連絡協議会	337千円	該当なし		該当なし		
PTA協議会補助金	2,070千円														
青年団体連絡協議会	315千円														
青年団協議会	270千円														
PTA連絡協議会	337千円														
該当なし															
該当なし															
相違点と課題															

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	7 施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)
協議内容	城南町の施設整備計画について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>○施設の状況 (H19. 4. 1 現在)</p> <p>小学校 校舎328棟、体育館89棟 中学校 校舎224棟、体育館39棟 幼稚園 園舎9棟 高校 校舎13棟、体育館2棟 計704棟</p> <p>○施設整備計画について 平成19年度の主な事業 校舎増改築事業 なし 体育館増改築事業 小学校2校 校舎大規模改造及び耐震補強事業 小学校2校、中学校1校 水泳プール改築事業 小学校1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成20年度予定 校舎増改築事業 小学校3校 体育館増改築事業 小学校1校 校舎大規模改造及び耐震補強事業 小学校1校、中学校1校 水泳プール改築事業 小学校1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成17年度決算 2,526,428千円 平成18年度決算 2,783,096千円 平成19年度決算 2,285,028千円</p> <p>○学校施設の耐震化について 耐震二次診断が未完了の学校について、平成19年度から順次診断を実施している。その結果、改修の必要なものについて、引き続き20年度から設計、21年度から工事へと取り組みを進める計画である。</p>	<p>○施設の状況 (H19. 4. 1 現在)</p> <p>小学校 校舎59棟、体育館3棟 中学校 校舎16棟、体育館1棟 幼稚園 園舎2棟 計77棟</p> <p>○施設整備計画について 平成19年度の主な事業 中学校校舎等改築事業 1校 小学校増築工事(特別支援教室) 1校 小学校耐震補強工事 1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成20年度予定 中学校校舎等改築事業(継続) 1校 小学校耐震補強工事 2校 小学校トイレ改修工事 1校 その他維持補修事業 など</p> <p>平成21年度以降予定 中学校プール改築事業</p> <p>平成17年度決算 15,152千円 平成18年度決算 3,758千円 平成19年度決算 664,434千円</p> <p>○学校施設の耐震化について 平成17年度耐震診断完了。平成18年度～平成20年度で、補強工事完了予定。</p>	
	相違点と課題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	8 各種大会(出場)補助金
協議内容	制度が異なる大会補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 各種大会出場補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金等交付要綱(大会出場激励金) ・対象 市内居住の女性又は65歳以上の男性で県大会、九州大会等の予選を経て、又は競技団体等により、選考され全国大会に出場する者(その他の全国大会出場者については、スポーツ振興基金で検討) ・算定基準額 1人につき5,000円 当該団体の大会出場者数に、5,000円を乗じた金額。ただし、70,000円を上限とする。 ・支出の推移 平成17年度決算 770千円 平成18年度決算 950千円 平成19年度決算 760千円 <p>2. 熊本市スポーツ振興基金出場激励金</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピック・パラリンピック等 100,000円 世界選手権大会・アジア大会等 50,000円 ・支出の推移 平成17年度決算 600千円 平成18年度決算 1,120千円 平成19年度決算 1,020千円 	<p>1. 各種大会出場補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 城南町社会体育各種選手等県外派遣費用助成要項 ・対象 町内在住及び町内職場に勤務するもので、県外社会体育各種大会に地方ブロック等の予選を経て町又は県の代表として選出出場する者及び最小限度の引率者 ・算定基準額 公共交通機関の運賃で効率的・経済的に算出した額と大会実施要項に記載されている宿泊料金又は実泊料金の5割以内 平成17年度決算 543千円 平成18年度決算 1,136千円 平成19年度決算 1,673千円
相 違 点 と 課 題	<p>城南町の実績から考慮して、制度統一の関係者説明が必要である。</p> <p>城南町は、大会出場の実費分の半額補助を行っているが、年度ごとに変動があり見直しを検討している。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	9 文化財の保護・管理・活用
協議内容	①町指定文化財についてどのように取り扱うのか。 ②文化財の保護・管理・活用についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。 管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p>・文化財保護委員会 原則毎月第4火曜日に開催</p> <p>指定文化財の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 26件 ・国登録文化財 23件 ・県指定文化財 78件 ・市指定文化財 90件 合計 217件 <p>文化財調査員 2名(嘱託)</p> <p>文化財一般管理経費(文化財保護委員経費は除く) 文化財保護行政の主管業務及び課内の管理事務を行なう。また、所管する文化財等の経常的な管理を行なう。 (主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釜尾古墳除草清掃・見回り監視業務委託 ・天然記念物「スイゼンジノリ発生地」管理(除草等)業務 ・明德官軍墓地見回り監視等業務 ・寂心さんの樟見回り監視等業務 ・文化財所管地除草業務 ・つつじヶ丘横穴群除草 ・小島行在所見回り監視等業務委託 <p>平成17年度決算 8,329千円 平成18年度決算 8,204千円 平成19年度決算 8,226千円</p>
	城 南 町
	<p>・文化財審議会 年1回開催</p> <p>指定文化財の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 5件 ・県指定文化財 1件 ・町指定文化財 50件 合計 56件 <p>国指定史跡及び町指定史跡等の管理については、委託もしくは直営により除草・清掃等の管理を行っている。 既存の文化財解説板・標柱・案内板の修理については、毎年実施している。</p> <p>平成17年度決算額 18,667千円 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 ・黒橋貝塚公園清掃管理賃金 ・史跡阿高貝塚草刈賃金 ・天然記念物下田のイチョウ清掃賃金 ・史跡御領貝塚清掃委託 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板修理 ・その他 <p>平成18年度決算額 17,698千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 ・黒橋貝塚公園清掃賃金 ・史跡阿高・黒橋貝塚(阿高貝塚地区)除草賃金 ・天然記念物下田のイチョウ清掃賃金 ・史跡御領貝塚清掃賃金 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巣古墳清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板修理 ・その他 <p>平成19年度決算額 17,379千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塚原古墳公園管理委託 <p style="text-align: right;">次頁へ続く</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・黒橋貝塚公園清掃賃金 ・史跡阿高・黒橋貝塚(阿高貝塚地区)除草賃金 ・史跡御領貝塚清掃委託 ・町指定史跡照山寺跡・鏡の巢古墳清掃作業 ・阿高貝塚樹木伐採委託 ・町指定史跡陣内廃寺清掃委託 ・文化財解説板・標柱・案内板設置 ・その他
相違点と課題	<p>①合併後、市指定文化財に向け、町指定文化財を文化財保護委員会に諮問する必要がある。</p> <p>②文化財の保護・管理・活用の面で異なるところは調整が必要である。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	10 学校給食調理場
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員構成について、どのように取り扱うのか。 ・給食費(一食単価)について、どのように取り扱うのか。 ・城南町の中学校の調理場について、どのように取り扱うのか。 		
合併協議会協議結果(調整方針)	調理場については、現行(自校方式)のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	調理施設	単独調理場 71 校(74 校分) 共同調理場 16 場(44 校分)	調理施設 単独調理場 4 校 共同調理場 0 場
	設備管理	市で管理	設備管理 町で管理
	職員の構成	小学校 栄養士(県費)、給食技師 共同調理場 場長(専任、兼務)、栄養士(県費)、給食技師、運転手	職員の構成 小・中学校 栄養士 3 名(県費) 給食調理員 (8 名)
	運営委員会	給食施設を有する職員の給食連絡会 栄養士による給食献立作成委員会(夏季休業期間)	運営委員会 平成 19 年度設置
	給食費	小学校 1 食単価 210 円 中学校 1 食単価 260 円	給食費 小学校 1 食単価 220 円 中学校 1 食単価 260 円
	物資購入	(財)熊本市学校給食会で共同購入	物資購入 学校給食物資納入業者登録をした業者から購入
	給食会計	月額を学校側が徴収し関係機関へ振込。	給食会計 各学校で徴収及び支払を行う。
	監査	PTA総会で報告	監査 P T A 総会で報告
	献立作成	市内 4 ブロックに分け標準献立の作成 米飯・週3回(委託炊飯) パン・週2回	献立作成 米飯・週3回(委託炊飯) パン・週2回
	衛生管理	文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施	衛生管理 文部科学省の学校給食衛生管理の基準により実施
調理及び配送	小学校及び共同調理場14場は直営	調理及び配送 単独校方式	
厨芥処理	(共)業者委託 (単)一部委託	厨芥処理 飼料用に業者が回収	
委託契約	施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、検便検査、グリスラップ処理、浄化槽点検等	委託契約 施設清掃、夜間警備、施設害虫駆除、検便検査、グリスラップ処理	
業者依頼	包丁研ぎ、ガス・蒸気ボイラー点検、浄化槽清掃、浄化槽維持管理、	業者依頼 包丁研ぎ、ガス点検、蒸気ボイラー点検(限庄小学校のみ)	
	<p>* 17年度より共同調理場の 2 場についてモデル的に民間委託 19年度より本格実施</p> <p>委託内容 給食調理、配送、食器洗浄業務</p> <p>平成 17 年度決算 40,156 千円</p> <p>平成 18 年度決算 40,010 千円</p> <p>平成 19 年度決算 39,517 千円</p>		
相違点と課題	熊本市には共同調理場があるが、城南町にはない。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	11 人権教育(子どもフォーラム含む)
協議内容	① 教職員や教育委員会事務局職員等の人権教育研修をどのように行っていくか。 ② 指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援をどうするか。 ③ 「熊本市子どもフォーラム」の開催をどうするか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	(教育委員会関係) ○指導者(教職員)の育成 ・管理職等、教諭等研修 平成17年度決算： 979千円 平成18年度決算： 837千円 平成19年度決算： 966千円 ・各種研修会及び大会等への参加支援 平成17年度決算： 1,840千円 平成18年度決算： 1,882千円 平成19年度決算： 1,097千円 ○教育委員会事務局職員等に対する啓発 平成17年度決算： 45千円 平成18年度決算： 59千円 平成19年度決算： 79千円 ○「熊本市子どもフォーラム」の実施 ・「児童の権利に関する条約」にある「子どもたちの意見表明権」を保障するとともに、条約の周知を図るために実施している。 ・平成10年度より実施し、22年度まで継続の予定である。 ・平成17年度からは、毎年4中学校区で実施している。 平成17年度決算： 600千円 平成18年度決算： 526千円 平成19年度決算： 531千円	(教育委員会関係) ○指導者(教職員・役場職員・社会教育団体)の育成 ・人権文化セミナー(年7回) 平成17年度決算 50千円 平成18年度決算 50千円 平成19年度決算 78千円
相 違 点 と 課 題	○ 城南町では、指導者育成事業は転入教職員や新任職員対象となっている。熊本市では、その他に現任教職員や教育委員会の全職員を対象とした人権教育研修会を実施している。 ○ 指導者(教職員)の育成のための人権教育の各種研修会及び大会等への参加支援について、熊本市では教育委員会が財政措置しているが、城南町では人権教育研修会等のためだけの参加支援は行われていない。 ○ 熊本市では、「熊本市子どもフォーラム」を平成22年度まで実施の予定である。城南町では、これにあたるような事業は実施されていない。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	12 中学校校名
------	--------	------	----------

協議内容	合併した場合の校名の取り扱いについて、どのように取り扱うのか。
------	---------------------------------

合併協議会 協議結果 (調整方針)	関係機関の意向をふまえ、協議・調整のうえ決定する。
-------------------------	---------------------------

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	学校 37校 熊本市立城南中学校 ほか36校	学校 1校 下益城城南中学校 合併して、下益城郡からはずれると城南中となり熊本市立城南中学校と同名になる。

相 違 点 と 課 題	合併した場合に同一の校名となる。 現在は、熊本城南中と下益城城南中との表記で区別している。
----------------------------	--

**熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	13 通学区域(小・中学校)
協議内容	城南町の通学区域について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準については、熊本市の例に統一する。		

制度比較																		
	熊本市	城南町																
市町別内容	<p>平成20年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 81 校 (40,003 人) ・ 中学校 38 校 (19,558 人) ・ 本来の校区の外、112 地区を緩衝地区 (学校を選べる地区) として設定している。 ・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。 <table> <tr><td>小学校：指定校変更</td><td>739 人</td></tr> <tr><td>区域外就学</td><td>112 人</td></tr> <tr><td>中学校：指定校変更</td><td>252 人</td></tr> <tr><td>区域外就学</td><td>39 人</td></tr> </table> <p>(H19 実績)</p>	小学校：指定校変更	739 人	区域外就学	112 人	中学校：指定校変更	252 人	区域外就学	39 人	<p>平成20年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 3 校 (1,068 人) ・ 中学校 1 校 (599 人) ・ 2 地区を緩衝地区(学校を選べる地区)として設定している。 ・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。 <table> <tr><td>小学校：指定校変更</td><td>4 人</td></tr> <tr><td>区域外就学</td><td>6 人</td></tr> <tr><td>中学校：指定校変更</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>区域外就学</td><td>6 人</td></tr> </table> <p>(H20 実績) * H20.11.25 現在</p>	小学校：指定校変更	4 人	区域外就学	6 人	中学校：指定校変更	0 人	区域外就学	6 人
小学校：指定校変更	739 人																	
区域外就学	112 人																	
中学校：指定校変更	252 人																	
区域外就学	39 人																	
小学校：指定校変更	4 人																	
区域外就学	6 人																	
中学校：指定校変更	0 人																	
区域外就学	6 人																	
相違点と課題	相違なし。																	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	14 少人数学級
協議内容	城南町の学校について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入するとともに、少人数指導を実施している。</p> <p>中学1年生の導入に向けて検討中。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み、教師の指導力の向上を図る。 ・市費負担教職員（常勤講師）の任用 ・少人数学級実施に伴うプレハブ建設 ・授業力向上支援のための嘱託員（事務補助）雇用 <p>【予算】</p> <p>H18年度事業開始</p> <p>H18年度決算額 91,603千円</p> <p>H19年度決算額 273,998千円</p> <p>※ 市費負担教職員人件費・プレハブ建設費用・備品代含む</p>	該当無し
相違点と課題	城南町には制度がない。	

(今回提案分)

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 一般職の職員の身分については、合併時に在職する城南町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (10 一般職の職員の身分の取扱い)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 一般職の職員の身分の取扱い						
	01	職員任用・給与	総務部会	第5回		
一般職の職員の身分の取扱い						
		退職手当	総務部会			
		福利厚生	総務部会			
		安全衛生	総務部会			
		職員定数	総務部会			
		服務規程	総務部会			
		職員団体	総務部会			
		職員勸奨退職	総務部会			
		職員の分限・懲戒	総務部会			
		職員の被服貸与	総務部会			
		税務手当	総務部会			
		健康保険組合	総務部会			
		給料等の支給方法	総務部会			
		扶養・住居・通勤の認定	総務部会			
		職員研修	総務部会			
		共済組合	総務部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	1 一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	01 職員任用・給与
------	-----------------	------	------------

協議内容	職員の任用・給与についての協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>合併時に在職する城南町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。</p> <p>職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり
相 違 点 と 課 題		

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分	熊 本 市	城 南 町	
条例職員定数	6,800 人	138 人	
職 員 数	6,155 人	135 人	
内 訳	行 政 職	2,461 人	97 人
	税 務 職	248 人	13 人
	薬剤師・医療技術職	167 人	—
	看護・保健職	513 人	6 人
	福 祉 職	179 人	—
	技能労務職	954 人	13 人
	消 防 職	625 人	—
	医 療 職	90 人	—
	教 育 職	209 人	6 人
	企 業 職	709 人	—
平均年齢	43 歳 0 月	42 歳 6 月	
平均給料月額	353,000 円	327,600 円	

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務		
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	
7 級	部長職務及びこれに相当する職務	
8 級	局長の職務及びこれに相当する職務	

○城南町

一般職の級別分類	1級	主事、技師の職務又はこれに相当する職務
	2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務又はこれに相当する職務
	3級	①係長の職務 ②参事の職務
	4級	①課長の職務(5級、6級に掲げる職務を除く。) ②主幹の職務及びその職務内容がこれと同程度の職務
	5級	特に重要な職務を主掌する課長(6級に掲げる職務を除く。)及びその職務内容がこれと同程度のものとして長が規則で定める職務
	6級	総務課長、総務課長経験者及び長が規則で定めるもの

3. 初任給基準

	熊本市	城南町
初任給(高校卒)	1級13号給 143,400円	1級5号給 140,100円

4. 給料表

	熊本市	城南町
給料表(行政職)	8級制	6級制

協議第16号

総務関係事業について（その1）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないように適切な措置を講ずる。
- 2 総務関係事業のうち、次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・非常備消防（消防団）
 - ・消防補助金等
 - ・防災無線
- 3 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。
- 4 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。
- 5 城南町の投票区の区割りにについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (16 総務関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 事務組織及び機構の取扱い						
	01	事務組織及び機構の取扱い	総務部会	第5回		
2 消防防災の取扱い						
	01	非常備消防（消防団）	総務部会	第5回		
	02	消防団運営交付金	総務部会	第5回		
	03	消防補助金等	総務部会	第5回		
	04	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	第5回		
	05	防災無線	総務部会	第5回		
3 選挙管理事務の取扱い						
	01	投票区	総務部会	第5回		
特別職の身分の取扱い						
		職員任用・給与	総務部会			
		退職手当	総務部会			
		福利厚生	総務部会			
条例、規則等の取扱い						
		条例及び規則等	総務部会			
消防防災の取扱い						
		常備消防	総務部会	次回以降提案		
		水防業務	総務部会			
		行事大会等	総務部会			
		地域防災計画策定事業	総務部会			
		防災に関する啓発事業	総務部会			
		防災関係機関負担金	総務部会			
		防災訓練	総務部会			
建設関係事業の取扱い						
		各種工事の竣工検査立会	総務部会			
選挙管理事務の取扱い						
		期日前・不在者投票所	総務部会			
		開票所	総務部会			
		選挙ポスター掲示板	総務部会			
		個人演説会施設	総務部会			
		土地改良区総代総選挙	総務部会			
3 窓口業務の取扱い						
		勤務時間外の対応	総務部会	次回以降提案		
その他の事業の取扱い						
		入札事務	総務部会			
		物品の購入契約	総務部会			
		指名参加願い及び資格審査	総務部会			
		指定金融機関及び収納代理	総務部会			
		金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会			
		情報公開制度及び文書管理方法の調整	総務部会			
		監査の時期	総務部会			
		栄典事務（地方自治功労関係）	総務部会			
		全国市長会等への年度負担金	総務部会			
		有功者表彰	総務部会			
		指定管理者制度	総務部会			
		職員互助会助成金	総務部会			
		熊本検察審査協会補助金	総務部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	1 事務組織及び機構の取扱い	小項目名	01 事務組織及び機構の取扱い
------	----------------	------	-----------------

協議内容	合併後の城南町の区域を所管する事務組織と機構についての協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う 城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	(組織機構図一覧参照)	(組織機構図一覧参照)

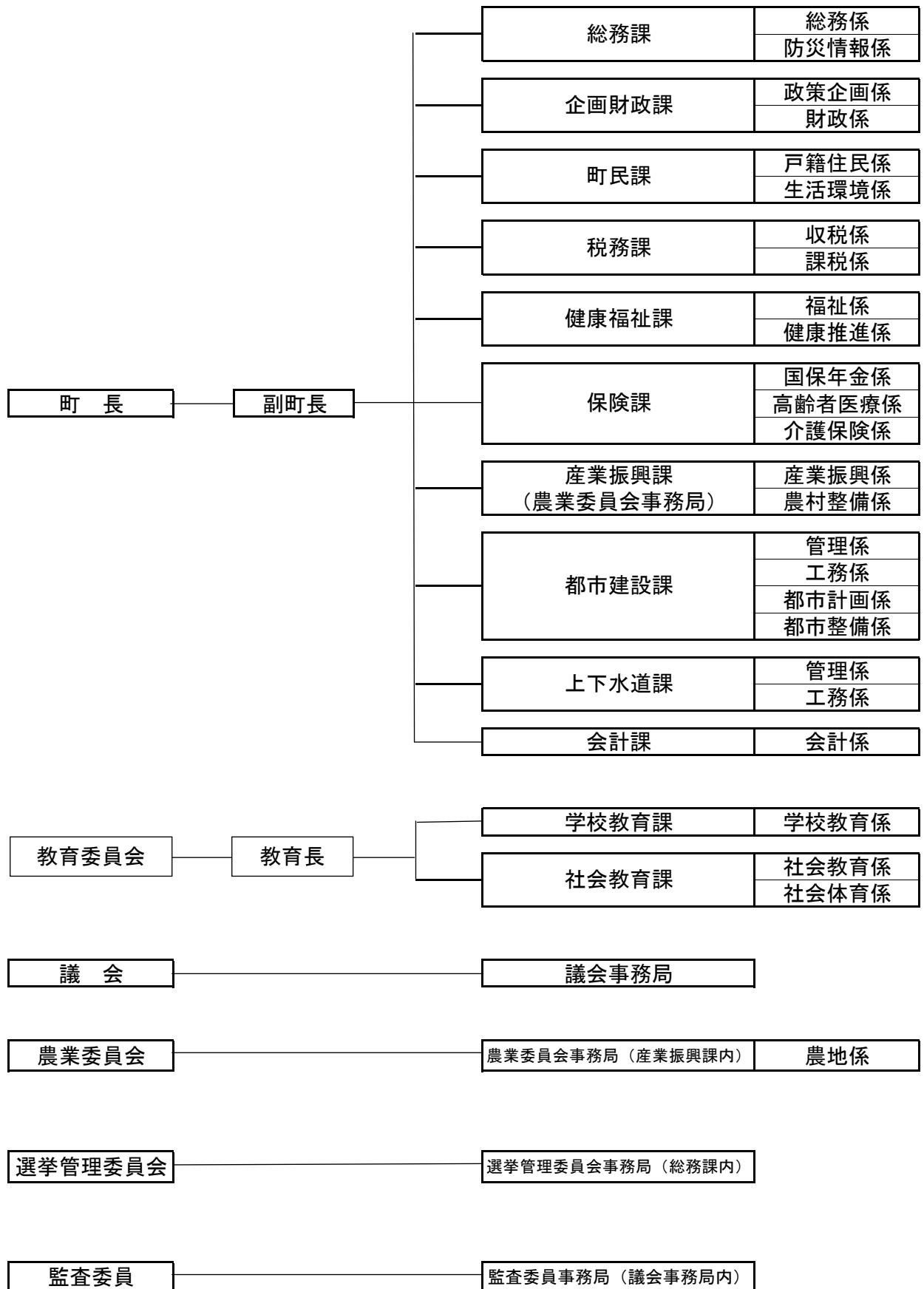
相 違 点 と 課 題	合併後の行政組織機構について、城南町の区域を所管する組織機構をどのような形態にするか協議が必要である。
----------------------------	---

經濟振興局	商工振興部	産業政策課	商業労政課	経営支援課	産業文化会館	
	観光振興部	観光政策課(観光事業室)	熊本城総合事務所	動物園		
	競輪事務所					
	農林水産振興部	農業政策課(担い手推進室)	生産流通課(地産地消推進室)	耕地課	水産振興センター 食肉センター (4出張所)	
都市建設局	技術管理課					
	都市計画課	都市活性化推進課	交通計画課	建築指導課(建築審査室)		
	都市整備課	公園課	用地調整課	用地課		
	熊本駅周辺整備事務所	(新幹線建設推進室、熊本駅西土地地区画整理事業所)				
	建築部	建築計画課(建築物安全推進室)	営繕課	設備課	住宅課	
	土木部	土木総務課	土木管理課	道路整備課	東部土木センター(工務課、維持課) 西部土木センター(工務課、維持課、河内分室)	
	下水道部	北部土木センター(工務維持課)	下水道総務課(経営計画室)	下水道建設課	下水道維持課(水質管理室、中部・東部・南部・西部浄化センター、維持補修センター)	
					河川課	
市民病院	事務局	総務課	医事課(地域連携室)	熊本産院	芳野診療所	
消防局	総務課	人事教養課	情報司令課	予防課(火災調査室)	消防課(消防団室) 救急課 中央消防署 西消防署 健康消防署 健軍消防署	
交通局	総務課	営業課	電車課(上熊本車両工場、大江営業所)	自動車課(上熊本営業所、小峯営業所、整備工場)		
水道局	総務部	総務課(工事管理室、富合営業所)	経営企画課(出納室)	料金課	西部水道センター 北部水道センター	
	技術部	建設課(計画調整室)	給水課	管路維持課	水源課(水質検査室)	
教育委員会 事務局	教育総務部	総務企画課	施設課			
	学校教育部	学務課	教職員課	指導課	健康教育課 人権教育指導室(教育委員会富合分室)	
	生涯学習部	高等学校(2)	専修学校(1)	中学校(38)	小学校(81)	小学校分校(1) ※幼稚園(7) 学校給食共同調理場(17)
	教育センター	生涯学習課(金峰山少年自然の家、公民館(17))	文化財課	社会体育課	図書館 博物館	
監査事務局						
人事委員会事務局						
選挙管理委員会事務局						
熊本市農業委員会事務局						

(富合町農業委員会事務局)

城南町行政組織図

平成20年4月1日現在



事務組織及び機構について

～熊本市・城南町合併協議会 資料～

H21.3

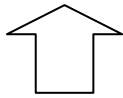
1 基本方針

- ・熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
- ・城南町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないようにする。

2 城南総合支所(仮称)の組織・所掌事務(案)

【現在の城南町長部局】

総務課
企画財政課
町民課
税務課
健康福祉課
保険課
産業振興課
都市建設課
上下水道課
会計課



【合併後の総合支所】

総務部門	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
まちづくり部門	地域づくり活動の支援 等
市民生活部門	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等
税務部門	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
健康福祉部門	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興部門	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設部門	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
合併特例区	

【以下を基本として、各事業・業務について、詳細な事務分担等の作業中である】

※上下水道部門については、営業所として設置の予定

参考：熊本市の総合支所の組織・所掌事務

【北部・飽田・天明・河内の各総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
市民福祉課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、国民健康保険・介護保険、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
河内総合支所においては、芳野出張所	

上記の組織に加えて、各担当部署の出張所を設置

- 主税課の各出張所 (税に係る事務)
- 農林水産部の各出張所 (農林水産業の振興)
- 西部土木センターの河内分室 (道路の改良・維持管理)

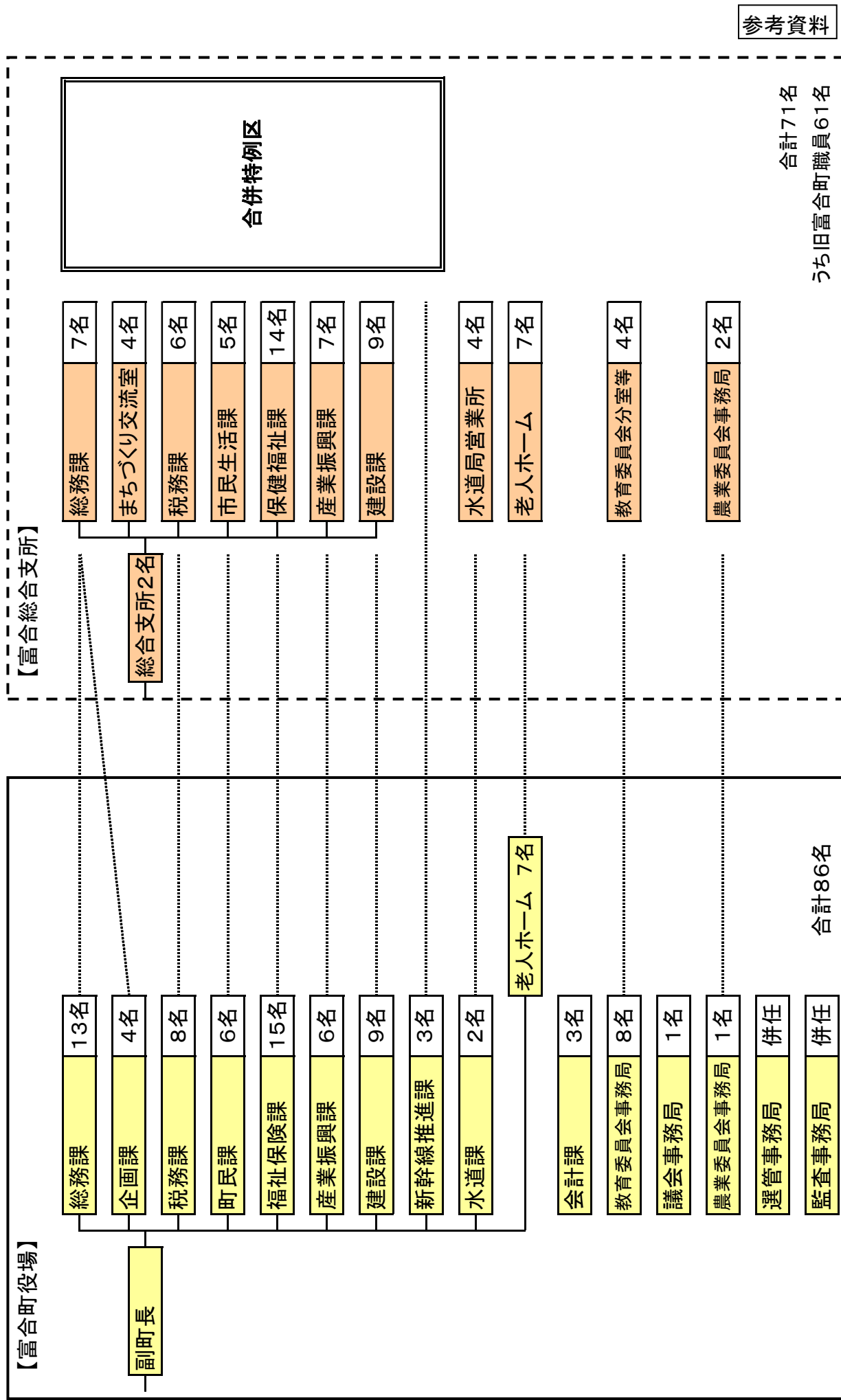
【富合総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
市民生活課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等
税務課	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
保健福祉課	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興課	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設課	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
合併特例区	コミュニティ関連事業、イベント事業、公園等の管理、新幹線関連の事務、総合検診などの保健事業

3 各行政委員会等の組織

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うことにしているが、詳細は現在、検討を行っている。

■ 富合町組織概要



参考資料

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	01 非常備消防（消防団）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員への報酬及び費用弁償の金額の取り扱いをどのようにするか。また、城南町の消防功労金の取り扱いをどのようにするか。 ・消防団組織の再編についてどのように行うのか。 		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																									
	熊 本 市																								
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">城 南 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称：熊本市消防団</td> <td>1. 名称：城南町消防団</td> </tr> <tr> <td>2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）</td> <td>2. 消防団の組織（実員H21.1.1現在）</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 12名 ・分 団 長 75名 ・副分団長 80名 ・部 長 152名 ・班 長 443名 ・団 員 2,765名 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 2名 ・分 団 長 6名 ・副分団長 6名 ・班 長 35名（内 女性消防隊長1名） ・団 員 399名 合 計 449名（条例定数 457名） </td> </tr> <tr> <td>3. 団員報酬</td> <td>3. 団員報酬</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円 ・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円 ・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円 ・団 員 22,000円 平成19年度決算 75,270千円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 158,000円 ・副 団 長 93,000円 ・分 団 長 72,000円 ・副分団長 61,000円 ・班 長 43,000円 ・団 員 19,500円 平成19年度決算 10,160千円 </td> </tr> <tr> <td>4. 費用弁償</td> <td>4. 費用弁償</td> </tr> <tr> <td> 訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 平成19年度決算 21,720千円 </td> <td> 会議等に出席した場合 2,300円 火災等に出動した場合 2,300円 平成19年度決算 5,348千円 </td> </tr> <tr> <td>5. 退職報償金</td> <td>5. 退職報償金</td> </tr> <tr> <td> 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 平成19年度決算 53,876千円 </td> <td> 5年以上在籍した団員に支給。熊本県市町村総合事務組合より支給。 </td> </tr> <tr> <td>6. 消防功労金</td> <td>6. 消防功労金</td> </tr> <tr> <td>制度なし</td> <td> 16年以上在籍し退職した場合、1年につき1万円を支給 平成19年度決算 120千円 </td> </tr> </tbody> </table>		城 南 町	1. 名称：熊本市消防団	1. 名称：城南町消防団	2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）	2. 消防団の組織（実員H21.1.1現在）	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 12名 ・分 団 長 75名 ・副分団長 80名 ・部 長 152名 ・班 長 443名 ・団 員 2,765名 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部）	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 2名 ・分 団 長 6名 ・副分団長 6名 ・班 長 35名（内 女性消防隊長1名） ・団 員 399名 合 計 449名（条例定数 457名）	3. 団員報酬	3. 団員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円 ・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円 ・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円 ・団 員 22,000円 平成19年度決算 75,270千円	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 158,000円 ・副 団 長 93,000円 ・分 団 長 72,000円 ・副分団長 61,000円 ・班 長 43,000円 ・団 員 19,500円 平成19年度決算 10,160千円	4. 費用弁償	4. 費用弁償	訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 平成19年度決算 21,720千円	会議等に出席した場合 2,300円 火災等に出動した場合 2,300円 平成19年度決算 5,348千円	5. 退職報償金	5. 退職報償金	5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 平成19年度決算 53,876千円	5年以上在籍した団員に支給。熊本県市町村総合事務組合より支給。	6. 消防功労金	6. 消防功労金	制度なし	16年以上在籍し退職した場合、1年につき1万円を支給 平成19年度決算 120千円
	城 南 町																								
1. 名称：熊本市消防団	1. 名称：城南町消防団																								
2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）	2. 消防団の組織（実員H21.1.1現在）																								
<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 12名 ・分 団 長 75名 ・副分団長 80名 ・部 長 152名 ・班 長 443名 ・団 員 2,765名 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部）	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 2名 ・分 団 長 6名 ・副分団長 6名 ・班 長 35名（内 女性消防隊長1名） ・団 員 399名 合 計 449名（条例定数 457名）																								
3. 団員報酬	3. 団員報酬																								
<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円 ・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円 ・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円 ・団 員 22,000円 平成19年度決算 75,270千円	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 158,000円 ・副 団 長 93,000円 ・分 団 長 72,000円 ・副分団長 61,000円 ・班 長 43,000円 ・団 員 19,500円 平成19年度決算 10,160千円																								
4. 費用弁償	4. 費用弁償																								
訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 平成19年度決算 21,720千円	会議等に出席した場合 2,300円 火災等に出動した場合 2,300円 平成19年度決算 5,348千円																								
5. 退職報償金	5. 退職報償金																								
5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 平成19年度決算 53,876千円	5年以上在籍した団員に支給。熊本県市町村総合事務組合より支給。																								
6. 消防功労金	6. 消防功労金																								
制度なし	16年以上在籍し退職した場合、1年につき1万円を支給 平成19年度決算 120千円																								
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員への報酬及び費用弁償の金額に相違がある。また、城南町には、消防功労金の制度がある。 ・消防団組織の再編が必要である。 																								

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	02 消防団運営交付金
------	--------	------	-------------

協議内容	消防団本団のほか、団体交付金があるので、これらの団体維持のほか交付方針をどのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。

制 度 比 較																														
	熊 本 市	城 南 町																												
市 町 別 内 容	消防団運営交付金 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金（熊本市消防団運営交付金交付要綱）	消防団等運営交付金																												
	1. 交付の対象	1. 交付の対象																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">交付対象</th> <th style="width: 80%;">交付金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td style="text-align: right;">770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 団</td> <td style="text-align: right;">260,000 円</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 21 人未満</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td> 21 人以上</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td> 31 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 31 人以上</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td> 41 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 41 人以上</td> <td style="text-align: right;">70,000 円</td> </tr> <tr> <td> 51 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 51 人以上</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td> 61 人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 61 人以上</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象	交付金額（年額）	団本部	770,000 円	分 団	260,000 円	部		21 人未満	40,000 円	21 人以上	50,000 円	31 人未満		31 人以上	60,000 円	41 人未満		41 人以上	70,000 円	51 人未満		51 人以上	80,000 円	61 人未満		61 人以上	90,000 円	本団 570,000 円 役場機動隊 630,000 円 婦人防火クラブ 76,000 円 少年消防クラブ 47,000 円×3 小学校 (金額は年額)
	交付対象	交付金額（年額）																												
	団本部	770,000 円																												
	分 団	260,000 円																												
	部																													
	21 人未満	40,000 円																												
	21 人以上	50,000 円																												
	31 人未満																													
31 人以上	60,000 円																													
41 人未満																														
41 人以上	70,000 円																													
51 人未満																														
51 人以上	80,000 円																													
61 人未満																														
61 人以上	90,000 円																													
2. 交付状況	2. 交付状況																													
平成 17 年度決算 26,910 千円 平成 18 年度決算 26,970 千円 平成 19 年度決算 26,930 千円	平成 17 年度決算 1,417 千円 平成 18 年度決算 1,417 千円 平成 19 年度決算 1,417 千円																													
婦人防火クラブ 制度なし 少年消防クラブ 制度あり（助成なし）																														
相違点と課題	・消防団本団のほか、団体交付金があるので、これらの団体維持のほか交付方針の協議が必要である。																													

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	03 消防補助金等
------	--------	------	-----------

協議内容	補助金等に差異があり、今後どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町																																												
市 町 別 内 容	<p>1. 消防防災施設等の補助について：行政財産はすべて本市が負担、地元財産については、10万円を限度として事業費の90%を補助。 ・機械倉庫の修理・火の見やぐらの撤去・消火栓ボックスの補修等 ※1の支出内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成17年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,753千円</td> <td style="width: 15%;">平成18年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,735千円</td> <td style="width: 15%;">平成19年度決算</td> <td style="width: 15%;">1,724千円</td> </tr> </table> <p>2. 積載車について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">①積載車</td> <td style="width: 15%;">全額市費</td> <td style="width: 15%;">②車検点検</td> <td style="width: 15%;">全額市費</td> </tr> <tr> <td>③修理費</td> <td>全額市費</td> <td>④燃料費</td> <td>全額市費</td> </tr> </table> <p>⑤格納庫(消防団機械倉庫)を1校区1箇所建設中(全額市費)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">17決算</td> <td style="width: 15%;">18決算</td> <td style="width: 15%;">19決算(単位:千円)</td> </tr> <tr> <td>積載車</td> <td>30,374</td> <td>13,566</td> <td>27,132</td> </tr> <tr> <td>車両点検</td> <td>6,341</td> <td>6,094</td> <td>6,671</td> </tr> <tr> <td>修理費</td> <td>1,596</td> <td>1,665</td> <td>1,565</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>1,991</td> <td>2,145</td> <td>2,431</td> </tr> <tr> <td>格納庫</td> <td>19,257</td> <td>19,530</td> <td>25,702</td> </tr> </table> <p>(更新) 積載車：16年度10台、17年度9台、18年度4台、19年度8台 格納庫：16年度2棟、17年度1棟+1棟増設4箇所(設計料含まず。)、18年度2棟+1箇所解体経費 19年度2棟+1箇所解体+1箇所改修</p>	平成17年度決算	1,753千円	平成18年度決算	1,735千円	平成19年度決算	1,724千円	①積載車	全額市費	②車検点検	全額市費	③修理費	全額市費	④燃料費	全額市費		17決算	18決算	19決算(単位:千円)	積載車	30,374	13,566	27,132	車両点検	6,341	6,094	6,671	修理費	1,596	1,665	1,565	燃料費	1,991	2,145	2,431	格納庫	19,257	19,530	25,702	<p>1. 消防施設等の補助については、施設設置費の80%を補助。但し、消防ポンプ積載車収納庫新設にあたっては最高限度額150万円とする。 ・ホース干しの設置・防火水槽の改修・消火栓ボックスの補修等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成17年度決算</td> <td style="width: 15%;">3,789千円</td> <td style="width: 15%;">平成18年度決算</td> <td style="width: 15%;">4,143千円</td> <td style="width: 15%;">平成19年度決算</td> <td style="width: 15%;">4,027千円</td> </tr> </table> <p>2. 積載車・小型ポンプについて 町の備品として購入し、全34班に配備。車検・修繕は町で行っている。耐用年数は積載車=15年。小型ポンプ=18年としている。燃料費については、各班年間2万円を上限として補助を行っている(役場機動隊は除く)。 ※修繕料(車検費用含) 平成17年度決算 1,497千円 平成18年度決算 1,967千円 平成19年度決算 1,712千円</p>	平成17年度決算	3,789千円	平成18年度決算	4,143千円	平成19年度決算	4,027千円
平成17年度決算	1,753千円	平成18年度決算	1,735千円	平成19年度決算	1,724千円																																									
①積載車	全額市費	②車検点検	全額市費																																											
③修理費	全額市費	④燃料費	全額市費																																											
	17決算	18決算	19決算(単位:千円)																																											
積載車	30,374	13,566	27,132																																											
車両点検	6,341	6,094	6,671																																											
修理費	1,596	1,665	1,565																																											
燃料費	1,991	2,145	2,431																																											
格納庫	19,257	19,530	25,702																																											
平成17年度決算	3,789千円	平成18年度決算	4,143千円	平成19年度決算	4,027千円																																									
相 違 点 と 課 題	・補助金制度等に差異がある。																																													

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	2 消防防災	小項目名	04 消防水利施設の設置、維持及び管理
------	--------	------	---------------------

協議内容	城南町の水利(消火栓及び防火水槽)の設置及び維持について
合併協議会協議結果(調整方針)	消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。

制 度 比 較																									
	熊 本 市																								
市 町 別 内 容	<p>消防水利は、消防施設及び人員とともに消防活動上重要な施設であり、住宅密集状況・付近の水利整備状況等を考慮した整備をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ 消火栓</td> <td>公設</td> <td>15,488</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私設</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>・ 防火水槽</td> <td>公設</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私設</td> <td>545</td> </tr> </table> <p>2. 開発同意事務</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請に伴い消防水利の審査・同意を行うもので、使用水利の種類・能力・構造等を審査し同意審査を行っている。</p> <p>3. 過去 5 カ年の同意状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>同意件数</td> <td>118</td> <td>103</td> <td>121</td> <td>116</td> <td>92</td> </tr> </table>	・ 消火栓	公設	15,488		私設	93	・ 防火水槽	公設	428		私設	545	年度	15	16	17	18	19	同意件数	118	103	121	116	92
	・ 消火栓	公設	15,488																						
	私設	93																							
・ 防火水槽	公設	428																							
	私設	545																							
年度	15	16	17	18	19																				
同意件数	118	103	121	116	92																				
	<p>城南町</p> <p>消防水利は、主に自然水利が主となっているが、簡易水道による消火栓設置 5 施設と防火水槽の整備により進めている。特に住宅密集地や山間部における水利不足は今後の課題となっている。</p> <p>1. 整備状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・ 消火栓</td> <td>公設</td> <td>5 施設</td> </tr> <tr> <td>・ 防火水槽</td> <td>公設</td> <td>109 施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私設</td> <td>10 施設</td> </tr> </table> <p>2 防火水槽整備</p> <p>毎年 2 箇所ずつ 40t 防火水槽を新設整備を行っている。これまで 11 箇所を整備し財源として起債措置で行っている。土地については、自治会での手配となり各農振法・農地法等の手續後設置工事を施工している。今後、これらの敷地について、公有地として買収を行う予定である。</p> <p>平成 19 年度決算 10,795 千円</p> <p>※消防水利施設整備計画を平成 20 年度中に策定予定</p>	・ 消火栓	公設	5 施設	・ 防火水槽	公設	109 施設		私設	10 施設															
・ 消火栓	公設	5 施設																							
・ 防火水槽	公設	109 施設																							
	私設	10 施設																							
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公設消火栓⇒熊本市:上水道管路設置(地下ネジ式) 城南町⇒簡易水道組合 (地下、地上 町野式) ・防火水槽⇒ 管理権限(公設、私設)の明確化・設置基準の違い ・水利状況は決して恵まれた状況ではなく、今後、早急に整備していく必要があると思慮される。(城南町) 																								

	<p>携帯型 (10w) 1 台、携帯型 (5w) 6 台 携帯型 (1w) 9 台</p> <p>②北部総合支所 車載型 (10w) 2 台、携帯型 (5w) 4 台</p> <p>・周波数 466. 825MH Z</p> <p>①飽田総合支所 基地局 (1w) 1 台、車載型 (1w) 1 台 携帯型 (1w) 9 台</p> <p>・周波数 466. 9375MH Z (1 c h) ・周波数 466. 775MH Z (2 c h)</p> <p>①天明総合支所 基地局 (1w) 1 台、携帯型 (1w) 6 台 車載型 (1w) 2 台</p> <p>3. 熊本市防災行政無線 (固定系 : 災害情報伝達システムを含む)</p> <p>①河内総合支所 親局 60. 080MH Z (1w) 1 局 中継局 69. 105MH Z (5w) 屋外受信装置 32 局 個別受信機 2, 070 局</p> <p>②飽田総合支所 親局 68. 805MH Z (0. 1w) 1 局 屋外拡声子局 17 局</p> <p>③天明総合支所 親局 68. 220MH Z (0. 1W) 1 局 屋外拡声子局 30 局</p> <p>④西部市民センター (災害情報伝達システム) 親局 (N T T 回線使用) 1 局 屋外受信装置 4 局</p>	
相違点と課題	<p>・城南町の固定局は、住民への行事等の周知、火災等の発生・鎮火の連絡に使用されている。</p> <p>・城南町の消防部門は、合併後当面は、宇城広域消防本部の管轄である。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	3 選挙管理事務	小項目名	01 投票区
------	----------	------	--------

協議内容	投票区の見直しについて、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	126投票区 第一開票区(衆議院小選挙区第1区) 79投票区 第二開票区(衆議院小選挙区第2区) 47投票区 別紙「投票区一覧表」参照のこと。	8投票区 別紙「投票区一覧表」参照のこと。
相 違 点 と 課 題		

熊本市投票区一覽表

平成20年3月5日現在

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数(人)
101	熊本市役所	0.91	2,043
102	慶徳小学校	0.49	2,422
103	五福まちづくり交流センター	0.32	2,636
104	一新小学校	0.54	4,953
105	一新幼稚園	0.74	2,093
106	上熊本老人憩いの家	0.31	1,662
107	池田地域コミュニティセンター	1.10	3,480
108	池田小学校	1.00	3,261
109	京町台保育園	0.55	2,148
110	京陵中学校	0.50	2,967
111	壺川小学校	0.80	4,113
112	藤園中学校	0.28	2,486
113	碩台小学校	0.41	3,057
114	菟南中学校	0.73	3,905
115	黒髪小学校	0.69	2,702
116	桜山中学校	2.26	4,659
117	清水小学校	1.98	5,342
118	亀井公民館	0.62	3,032
119	高平台小学校	2.20	7,694
120	化学及血清療法研究所	1.30	3,824
121	八景水谷公民館	0.76	3,158
122	城北小学校	1.22	5,164
123	清水北老人憩いの家	0.58	2,679
124	麻生田小学校	1.16	6,690
125	楡木小学校	1.12	5,332
126	楠小学校	0.80	5,371
127	武蔵小学校	0.88	5,110
128	弓削小学校	1.23	4,107
129	龍田小学校	2.15	7,644
130	宝積寺公民館	2.58	4,833
131	白川小学校	0.57	3,634
132	鎮西学園	0.40	2,831
133	九州学院	0.55	3,493
134	大江小学校	0.79	3,213
135	渡鹿団地集会所(鹿乃家)	0.70	3,729
136	託麻原小学校	1.05	6,949
137	白山保育園	0.20	2,260
138	白山小学校	0.80	5,386
139	出水小学校	0.55	4,719
140	出水校区戸井の外集会所	0.39	3,825
141	東水前寺公民館	0.57	5,216
142	熊本県庁	0.53	1,568
143	砂取小学校	1.33	5,887
144	出水中学校	0.82	6,368
145	出水南中学校	0.82	3,540
146	江津湖団地第2集会所	0.70	3,722
147	画図地域コミュニティセンター	4.66	6,099
148	湖東中学校	1.15	4,135
149	泉ヶ丘小学校	0.82	3,083
150	泉ヶ丘公民館	0.32	2,815
151	若葉小学校	0.98	4,410
152	東野中学校	1.90	6,041
153	秋津第2公民館	2.20	4,265
154	桜木小学校	2.01	9,003
155	東町小学校	1.41	4,746
156	健軍東小学校	0.53	5,400
157	健軍小学校	0.92	5,790
158	尾ノ上小学校	1.18	8,573
159	京塚公民館	0.53	2,224
160	帯山中学校	0.69	4,535
161	帯山小学校	0.88	6,582
162	帯山校区第6町内公民館	0.52	4,577
163	月出小学校	0.75	6,623

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数(人)
164	山ノ内小学校	1.59	8,942
165	長嶺小学校	2.93	8,727
166	さくら幼稚園	1.04	5,151
167	託麻南小学校	1.01	6,408
168	託麻東小学校	12.48	9,765
169	託麻北小学校	6.15	6,229
170	託麻市民センター	1.32	4,698
171	託麻西小学校	1.12	6,998
172	下南部公民館	0.62	2,526
173	西原公民館	0.26	2,560
174	西原小学校	1.70	8,300
175	西里地域コミュニティセンター	8.01	2,348
176	熊本保健科学大学	7.36	3,195
177	明德体育館	3.83	2,172
178	北部総合支所	5.08	6,131
179	北部東小学校	5.09	7,219
201	花園小学校	3.72	6,593
202	花園(牧崎)公民館	2.10	3,749
203	岳林寺	3.33	3,741
204	千原台高校	1.55	6,636
205	横手保育園	0.48	1,067
206	春日小学校	1.17	3,786
207	春日保育園	0.30	1,433
208	向山小学校	0.84	5,434
209	世安町公民館	0.80	3,259
210	本荘小学校	0.52	3,019
211	春竹小学校	1.01	6,695
212	建設技術専門学院	0.83	4,499
213	託麻中学校	2.25	9,737
214	田迎南小学校	1.27	5,111
215	御幸小学校	5.33	7,858
216	川尻小学校	1.58	3,664
217	城南中学校	2.73	5,241
218	城南小学校	1.53	2,054
219	森下保育園	0.70	3,414
220	日吉小学校	1.12	3,655
221	日吉東小学校	2.20	4,817
222	力合小学校	2.22	7,852
223	薄場団地集会所	1.13	2,795
224	古町小学校	0.54	2,809
225	花陵中学校	0.76	4,683
226	白坪小学校	1.48	5,231
227	城山小学校	4.27	7,972
228	池上小学校	7.27	5,142
229	高橋小学校	0.53	1,826
230	中島地域コミュニティセンター	2.45	1,666
231	二番公民館	5.32	1,653
232	小島小学校	2.59	2,277
233	有明保育園	2.38	570
234	松尾東小学校	4.41	660
235	松尾西小学校	5.98	1,059
236	松尾北地域コミュニティセンター	2.32	197
237	河内小学校	8.00	2,420
238	みかんの里振興センター	4.20	1,632
239	椎亀公民館	8.00	853
240	芳野小学校	14.10	1,053
241	飽田東小学校	3.54	5,353
242	飽田南小学校	3.32	1,823
243	飽田西小学校	4.78	2,265
244	中緑小学校	3.00	976
245	銭塘小学校	4.45	1,991
246	奥古閑小学校	8.10	3,099
247	川口小学校	3.68	1,957
	合計	266.20	530,453

城南町投票区一覧表

投票区	地区名（投票所）	面積 (km ²)	選挙人名簿登録者数（人）
1	坂野町民グラウンド体育倉庫	5.60	2,643
2	高町民グラウンド体育倉庫	5.80	2,088
3	城南町福祉センター	4.10	4,035
4	六田公民館	2.20	622
5	豊田小学校2年2組教室	6.00	2,009
6	鰐瀬公民館	6.30	1,232
7	二の町駐車場仮設投票	2.80	1,613
8	東阿高公民館	4.10	1,867
	合 計	36.90	16,109

協議第17号

企画財政関係事業について（その2）

企画財政関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

企画財政関係事業について

- 1 広報紙の製作・発行は熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (17 企画財政関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 慣行の取扱い						
	01	慣行の取扱い	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
2 納税関係事業の取扱い						
	01	納期及び納付書発送	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	所得税及び住民税の申告・相談	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	第3回	第4回 ○承認	
3 広報広聴関係事業の取扱い						
	01	広報紙	企画財政部会	第5回		
広報広聴関係事業の取扱い						
		行政相談	企画財政部会			
		テレビ・ラジオ・新聞等による広報	企画財政部会			
		報道対応	企画財政部会			
		ホームページによる広報	企画財政部会			
		刊行物による広報	企画財政部会			
		市政広報に関するアンケート	企画財政部会			
		平和啓発	企画財政部会			
		市(町)勢要覧	企画財政部会			
		統計調査事業	企画財政部会			
		テレビ難視聴地域解消事業	企画財政部会			
納税関係事業の取扱い						
		口座振替制度(その1、その2)	企画財政部会			
		固定資産評価審査委員会	企画財政部会			
		納税組合	企画財政部会			
		税務証明発行	企画財政部会			
		税務職員研修	企画財政部会			
		納税指導員経費	企画財政部会			
		遠隔地滞納市税徴収事務	企画財政部会			
		納税推進コール業務	企画財政部会			
		滞納整理業務	企画財政部会			
窓口業務の取扱い						
		臨時運行許可関係	企画財政部会			
その他の事業の取扱い						
		当直警備	企画財政部会			
		行政財産目的外使用(料・許可)	企画財政部会			
		普通財産(貸付料・貸付)	企画財政部会			
		実施計画	企画財政部会			
		九州中央地域連携推進協議会	企画財政部会			
		行政評価	企画財政部会			
		市(町)有財産の取得管理及び処分(財産審議会)	企画財政部会			
		庁舎内の維持管理及び清掃	企画財政部会			
		土地開発公社	企画財政部会			
		庁用自動車の維持管理	企画財政部会			
		たばこ小売組合補助金	企画財政部会			
		宇城地域開発促進協議会	企画財政部会			
		九州新幹線新駅誘致期成会	企画財政部会			
		振興審議会	企画財政部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	3 広報広聴関係事業	小項目名	01 広報紙
協議内容	広報紙の形態や配布方法が熊本市と城南町では異なっているため、その取り扱いをどのようにするのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	製作・発行は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1. 広報担当者 兼任 6 名 2. 広報編集 記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員が行い、印刷業者がその指示に基づき編集調整する。またイラスト等の作成は印刷業者に依頼。 3. 印刷業者選定 指名競争入札 4. 広報紙配布方法 (平成 20 年 4 月配布分から) 業者による宅配を行う。配布漏れにはフリーダイヤルにより受け付け、対応する。総合支所、市民センター、保健福祉センターなどでも配布。 5. 発行回数 年 12 回 (毎月 1 日発行) 6. ページ数 24 ページ～28 ページ A4 判 (カラー) 平成 20 年 5 月号から 7. 発行部数 278,400 部 (H20.4.1 現在) 8. 市ホームページ掲載 PDF 形式で掲載 9. 取材用カメラ デジタルカメラ等を使用 (印刷費) 平成 17 年度決算 142,648 千円 平成 18 年度決算 144,517 千円 平成 19 年度決算 147,087 千円	1. 広報担当者 兼任 1 名 2. 広報編集 業者委託 (記事作成、ページ編成、記事のレイアウト指示は職員) 3. 印刷業者選定 (平成 19 年度) 選定した印刷業者 (5 社程度) からページ単価 (1 色・カラー) の見積を徴収し、標準ページ数 (1 色 14 ページ・カラー 6 ページの計 20 ページ) の合計金額により、その最低金額業者と年度契約を行った。 4. 広報配布方法 印刷業者が行政区ごとに仕分けして役場に納品後、その週の文書配布により各囑託員に配送している。その他郵送分については、担当職員が発送事務を行う。 5. 発行回数 年 12 回 (月末もしくは月初めの木曜日に発行) 6. ページ数 平均 24 ページ (平成 19 年度実績) 表裏と中身の一部: カラー 中身の一部: 1 色 7. 発行部数 6,700 部 (H20.1.31 現在) 8. 町ホームページ掲載 広報紙を PDF 形式で掲載 9. 取材用カメラ 一眼レフデジタルカメラ等 10. 広報編集委員規則 5 名以内 (任期 3 年) (印刷製本費) 平成 17 年度決算 3,043 千円 平成 18 年度決算 3,187 千円 平成 19 年度決算 3,600 千円	
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の配布方法や形態が熊本市と城南町では異なり、他の部署も関わるため、調整が必要と思われる。 ・ 城南町においては広報編集員規則があるが、熊本市においては制度がない。 		

協議第18号

市民生活関係事業について（その2）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

市民生活関係事業について

- 1 自主文化事業については、熊本市の例に統一する。
- 2 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。
- 3 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（18 市民生活関係事業）

事業項目	枝番号	協議項目	作業部会名	提案	承認／継続	備考
1 町名・字名の取扱い						
	01	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
2 交通関係事業の取扱い						
	01	交通安全協会	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	交通傷害保険	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	交通指導員	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
3 教育関係事業の取扱い						
	01	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	社会教育関係団体への補助金(文化国際関係)	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	04	自主文化事業	市民生活部会	第5回		
4 その他の事業の取扱い						
	01	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	02	自衛隊父兄会補助金	市民生活部会	第3回	第4回 ○承認	
	03	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回		
5 行政連絡機構の取扱い						
	01	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		
交通関係事業の取扱い						
		交通遺児対策	市民生活部会			
		交通安全運動	市民生活部会			
		交通安全教育	市民生活部会			
		交通事故相談所	市民生活部会			
		自転車対策	市民生活部会			
		違法駐車対策	市民生活部会			
		暴走族根絶対策	市民生活部会			
窓口業務の取扱い						
		印鑑登録事務	市民生活部会			
		住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会			
		各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会			
		市民サービス屋窓口等	市民生活部会			
		住基・戸籍手数料	市民生活部会			
		市民センター	市民生活部会			
		総合支所	市民生活部会			
教育関係事業の取扱い						
		人権教育啓発推進事業	市民生活部会	次回以降提案		
		人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会	次回以降提案		
		火の君総合文化センター管理運営事業	市民生活部会	次回以降提案		
		人材育成事業	市民生活部会			
		市民文化活動支援事業	市民生活部会			
		美術館管理運営事業	市民生活部会			
		美術品等収集事業	市民生活部会			
		市民会館管理運営事業	市民生活部会			
		市民会館施設整備	市民生活部会			
		友好姉妹都市	市民生活部会			
		サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会			
		国際交流員招致事業	市民生活部会			
		国際交流促進事業	市民生活部会			
		国際交流会館管理運営事業	市民生活部会			
		隣保館連絡協議会	市民生活部会			
		ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会			
		ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会			

その他の事業の取扱い

防犯協会	市民生活部会	次回以降提案		
防犯灯設置補助金	市民生活部会	次回以降提案		
町内自治会活動支援事業	市民生活部会			
まちづくり活動支援事業	市民生活部会			
地縁団体	市民生活部会			
五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会			
地籍調査実施状況	市民生活部会			
地籍調査の今後の計画	市民生活部会			
地籍管理の状況	市民生活部会			
数値情報化の計画	市民生活部会			
成果の管理	市民生活部会			
基準点の管理保護	市民生活部会			
地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会			
手数料及びコピー代(地籍調査)	市民生活部会			
住居表示整備事業	市民生活部会			
健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会			
安全安心まちづくり推進	市民生活部会			
犯罪被害者支援	市民生活部会			
消費者センター	市民生活部会			
熊本市計量保全会助成	市民生活部会			
計量検査	市民生活部会			
男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会			
DV民間シェルター補助金	市民生活部会			
社会参画支援事業	市民生活部会			
総合女性センター管理運営事業	市民生活部会			
総合女性センター施設整備事業	市民生活部会			
舞台業務管理運営事業	市民生活部会			
ボランティア活動推進事業	市民生活部会			
市民協働推進事業	市民生活部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	3 教育関係事業	小項目名	04 自主文化事業
協議内容	制度について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較														
	熊 本 市	城 南 町												
市 町 別 内 容	<p>【事業主旨・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市市民会館ほか市内文化ホール 5 館を活用し、市民参画による熊本市文化事業協会により事業を実施。熊本市文化振興計画を効果的に推進する。 ・市民や子ども・青少年が身近な場所で芸術、伝統文化に親しむ機会を増やし、美しいものに感動できる豊かな感性を育み、本市の魅力あふれる文化創造を導く。 ・人づくり基金研修生ほか豊かな資質を持つ文化活動者の能力を発表する場をより多くつくる。 <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くまもと児童ゆめ劇場：公募による小中学生が出演する創作ミュージカル 会場：熊本市市民会館 ・芸術文化出張講座：小中学校を対象としたコンサート、ワークショップ等のアウトリーチ事業 会場：市内小中学校、地域公民館など ・たけみやアートフォレスト、こども映画まつり：文化事業を軸とした地域活性化事業。 会場：健軍文化ホール ・アートパンチ KUMAMOTO：オーディション形式のステージパフォーマンスイベント。若手文化活動者の人材発掘、育成目的。 会場：びふれす広場 <p style="text-align: center;">熊本市文化事業協会負担金(平成 18 年 4 月設立)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">— 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">12,012 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">22,000 千円</td></tr> </table>	平成 17 年度決算	— 千円	平成 18 年度決算	12,012 千円	平成 19 年度決算	22,000 千円	<p>【事業主旨・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火の君総合文化センターを活用し町民参画による城南町主催により事業を実施。 ・町民や子ども・青少年が身近な場所で芸術、伝統文化に親しむ機会を増やし、美しいものに感動できる豊かな感性を育み、本町の魅力あふれる文化創造を導く。 <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城南町自主文化事業 会場：火の君総合文化センター <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>平成 17 年度決算</td><td style="text-align: right;">3,168 千円</td></tr> <tr><td>平成 18 年度決算</td><td style="text-align: right;">1,612 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年度決算</td><td style="text-align: right;">2,174 千円</td></tr> </table>	平成 17 年度決算	3,168 千円	平成 18 年度決算	1,612 千円	平成 19 年度決算	2,174 千円
平成 17 年度決算	— 千円													
平成 18 年度決算	12,012 千円													
平成 19 年度決算	22,000 千円													
平成 17 年度決算	3,168 千円													
平成 18 年度決算	1,612 千円													
平成 19 年度決算	2,174 千円													
相 違 点 と 課 題	<p>熊本市では、文化事業協会で実施。 城南町では、町主催で実施。 事業実施においては、熊本市文化事業協会との調整が必要となる。</p>													

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	4 その他の事業	小項目名	03 行政広報施設補助金
協議内容	マイク設備や掲示板の補助制度が異なっており、どのように取り扱うのか協議する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 掲示板 設置 町内自治会からの申請に基づき、市が作製し、各町内自治会に1基ずつ設置(現在676基設置/726町内自治会)</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 582千円(6基) 平成18年度決算 423千円(4基) 平成19年度決算 516千円(4基)</p> <p>維持補修 通常の維持管理は、各町内自治会が行い、通常の状態で使用した場合の破損劣等化等による修理は市が行う</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 883千円(20基) 平成18年度決算 809千円(20基) 平成19年度決算 922千円(24基)</p> <p>2. マイク放送施設補助 制度なし</p>	<p>1. マイク施設・掲示板 設置 維持補修 マイク施設・掲示板の新設及び通常の維持管理は、各行政区が行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">補助額 1/2 上限なし 掲示板の設置数に制限はない</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 441千円(6基) 平成18年度決算 650千円(12基) 平成19年度決算 196千円(7基)</p>
相 違 点 と 課 題	城南町では、マイク放送設備及び掲示板の設置や維持補修は、行政区に対して1/2の補助となっている。なお、熊本市では掲示板の設置や維持補修については、市が行うが、マイク放送設備については、補助制度がない。制度の統一が必要となる。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	5 行政連絡機構	小項目名	01 行政区・区長組織等(行政連絡員制度)
協議内容	行政連絡員制度が異なっており、どのように取り扱うのか協議		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町の合併特別区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名 称 町内自治会(726団体) 根 拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区 域 小学校区の一部(80校区・726町内自治会) 任 期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無(別途支援制度有)</p> <p>協力依頼している事務 行政文書等の配布 ほか (広報紙配布:平成20年度から業者宅配)</p> <p>※詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政の適正な執行と効率的な運営を図るため、区嘱託員を設置。嘱託員は、各区の区長を町長が委嘱し、文書配布や通知の伝達、その他広報に関する業務、その他調査や行政事務に関する業務の協力をお願いしている。</p> <p>名 称 城南町嘱託員会(39地区) 根 拠 城南町区嘱託員設置条例 区 域 行政区(39地区) 任 期 各自治会の規約による 職務内容 文書の配布など行政事務の一部 報酬等 有(城南町特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例)</p> <p style="text-align: center;">報酬 H19 決算 34,113 千円</p> <p>※詳細については、別紙比較表参照</p>
相 違 点 と 課 題	<p>城南町では、各行政区の嘱託員が、文書の配布など行政事務の一部を担当しているが、熊本市では、嘱託員は設置しておらず、町内自治会等に対し、行政事務への協力を依頼している。なお、町内自治会に対し補助金を交付し住民自治活動を支援している。よって、報酬を支払っている嘱託員制度との調整が必要である。</p>	

行政区・区長組織等の比較

	熊本市	城南町
名称	町内自治会 (町内自治会長)	城南町嘱託員会 (各行政区長)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、交通安全協会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、交通安全協会)
組織の長又は嘱託員に依頼する事務	<p>協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市の各種行事、事業への参加 ②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全運動、防犯運動協力等 ⑥行政文書等(広報紙除く)の配布 	<p>協力を依頼している業務 (報酬有り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町の各種行事、事業への参加 ②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全運動、防犯運動協力等 ⑥行政文書等(広報誌含む)の配布
根拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	城南町区嘱託員設置条例
区域	726町内自治会	39地区
報酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	有 (城南町特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例)
財政的支援等	<p>町内自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成)</p> <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200世帯以下 年額 60,000円 ・201～400世帯 年額 65,000円 ・401～800世帯 年額 70,000円 ・801世帯以上 年額 75,000円 <p>世帯割 年額 600円/世帯 (平成20年度から)</p>	<p>嘱託員報酬(非常勤特別職)</p> <p>均等割 37,000円/月 戸数割 200円/戸/月</p> <p>嘱託員通信費補助金 月額 500円</p> <p>嘱託員ユニホーム購入助成金 新規嘱託員就任者 10,000円定額</p>

協議第19号

健康福祉関係事業について（その1）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

健康福祉関係事業について

- 1 国保料（税）率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。
賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- 2 介護保険料については、第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）から熊本市の例に統一する。
- 3 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。
- 4 熊本市優待証については、新市の事業として継続する。
- 5 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。
- 6 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。
- 7 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、5年間現行のとおり継続する。

- 8 高齢者福祉券交付事業については、5年間現行のとおり継続する。
- 9 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

(19 健康福祉関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 国民健康保険事業の取扱い						
	01	国保料(税)率等	健康福祉部会	第5回		
2 介護保険事業の取扱い						
	01	介護保険料	健康福祉部会	第5回		
3 保健衛生事業の取扱い						
	01	骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回		
4 各種福祉制度の取扱い						
	01	熊本市優待証	健康福祉部会	第5回		
	02	戦没者追悼式	健康福祉部会	第5回		
	03	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	第5回		
	04	地域生活支援事業	健康福祉部会	第5回		
	05	高齢者福祉券交付事業	健康福祉部会	第5回		
5 上水道事業の取扱い						
	01	簡易水道等組織・補助金	健康福祉部会	第5回		
国民健康保険事業の取扱い						
		国保健康づくり事業	健康福祉部会			
		国民健康保険届出	健康福祉部会			
		レセプト点検	健康福祉部会			
		給付内容	健康福祉部会			
		国保運営協議会	健康福祉部会			
		(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会			
		保険料収納員経費	健康福祉部会			
		口座振替制度	健康福祉部会			
		国民健康保険会	健康福祉部会			
		納付証明等発行(国保)	健康福祉部会			
		特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会			
介護保険事業の取扱い						
		在宅介護者手当	健康福祉部会			
		介護サービス事業所	健康福祉部会			
		介護認定調査	健康福祉部会			
		介護保険事業計画	健康福祉部会			
		介護保険事業状況報告	健康福祉部会			
		介護保険推進委員会	健康福祉部会			
		介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会			
		介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会			
		介護保険料減免	健康福祉部会			
		家族介護者教室開催	健康福祉部会			
		旧措置入所者	健康福祉部会			
		熊本市地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会			
		熊本市地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会			
		高額介護サービス	健康福祉部会			
		高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会			
		社福減免	健康福祉部会			
		住宅改修理由書	健康福祉部会			
		生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会			
		地域包括支援センター	健康福祉部会	次回以降提案		
		地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会			

地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会			
通所型介護予防事業	健康福祉部会			
被保険者全般	健康福祉部会			
標準負担限度額減額	健康福祉部会			
福祉用具・住宅改修	健康福祉部会			
訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会			
訪問型介護予防事業	健康福祉部会			
保険料徴収	健康福祉部会			
家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会			
高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会			
成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会			
認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会			
納付証明等発行(介護)	健康福祉部会			
障害者控除対象者認定書交付(介護)	健康福祉部会			
消防防災の取扱い				
災害備蓄	健康福祉部会			
災害時要援護者支援体制	健康福祉部会			
保健衛生事業の取扱い				
食品衛生協会補助金	健康福祉部会	次回以降提案		
集団予防接種	健康福祉部会			
乳がん検診	健康福祉部会			
害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会			
インフルエンザ予防接種	健康福祉部会			
結核健診	健康福祉部会			
個別予防接種	健康福祉部会			
胃がん検診	健康福祉部会			
健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会			
健康教育	健康福祉部会			
健康相談	健康福祉部会			
健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会			
健康づくり推進協議会	健康福祉部会			
健康手帳の交付	健康福祉部会			
健康まつり	健康福祉部会			
歯科保健推進事業	健康福祉部会			
子宮がん検診	健康福祉部会			
食生活改善事業	健康福祉部会			
大腸がん検診	健康福祉部会			
賃金	健康福祉部会			
肺がん検診	健康福祉部会			
報酬(予防接種健康被害調査委員)	健康福祉部会			
報償費	健康福祉部会			
保健福祉センター	健康福祉部会			
保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会			
献血推進協議会補助金	健康福祉部会			
在宅当番医制度	健康福祉部会			
集団予防接種	健康福祉部会			
食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会			
犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会			
鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会			
野生鳥獣対策	健康福祉部会			

	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会		
各種福祉制度の取扱い	民生委員児童委員協議会	健康福祉部会		
	老人福祉センター等運営	健康福祉部会		
	生きがい推進事業	健康福祉部会		
	介護予防施設運営委託	健康福祉部会		
	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会		
	熊本市老人憩の家	健康福祉部会		
	敬老祝品支給等	健康福祉部会		
	敬老の集い	健康福祉部会		
	公立高齢者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会		
	公立高齢者福祉施設整備事業	健康福祉部会		
	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会		
	高齢者住宅改造費助成事業	健康福祉部会		
	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会		
	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会		
	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会		
	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会		
	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会		
	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会		
	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会		
	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会		
	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会		
	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会		
	老人クラブ補助金	健康福祉部会	次回以降提案	
	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会		
	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会		
	障がい児支援事業	健康福祉部会		
	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会		
	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会		
	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会		
	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会		
	障がい者プラン	健康福祉部会		
	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会		
	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会		
	重度障がい者支援事業	健康福祉部会		
	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会		
	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会		
	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会		
	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会		
	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会		
	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会		
	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会		
身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会			
身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
精神障がい者支援事業	健康福祉部会			
精神保健対策事業	健康福祉部会			
精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会			
知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会			

	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会			
	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会			
	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会			
	補装具給付事業	健康福祉部会			
	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会			
	災害弔慰金等	健康福祉部会			
	災害見舞金等	健康福祉部会			
	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会			
	地域福祉計画	健康福祉部会			
	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会			
	生活保護事業	健康福祉部会			
	生活保護嘱託医	健康福祉部会			
	福祉まつり補助金	健康福祉部会			
	ボランティア協議会補助金	健康福祉部会			
上水道事業の取扱い					
	飲用井戸水質検査委託料	健康福祉部会			
	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会			
	簡易水道組合の水質検査	健康福祉部会			
その他の事業の取扱い					
	国民年金に係る諸届	健康福祉部会			
後期高齢者医療制度の取扱い					
	後期高齢者医療保険料納付証明	健康福祉部会			
	保険料徴収	健康福祉部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	1 国民健康保険事業	小項目名	01 国保料(税)率等
協議内容	国保料(税)率		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。</p>		
制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	1.料(税)率等(平成19年度)	1.税率等(平成19年度)	
	・区分 医療分 介護分	・区分 医療分 介護分	
	・所得割 10.4/100 1.9/100	・所得割 8.6/100 0.76/100	
	・資産割 — —	・資産割 — —	
	・均等割 33,450円 13,400円	・均等割 22,800円 5,800円	
	・平等割 25,800円 —	・平等割 27,600円 3,600円	
	・賦課限度額 56万円 9万円	・賦課限度額 56万円 9万円	
	(平成20年度料率)	(平成20年度税率等)	
	区分 医療分 後期分 介護分	・区分 医療分 後期分 介護分	
	・所得割 8.3/100 2.1/100 1.9/100	・所得割 6.7/100 2.8/100 1.26/100	
・均等割 26,450円 7,000円 13,400円	・均等割 18,000円 7,200円 6,400円		
・平等割 20,100円 5,700円 —	・平等割 24,000円 7,200円 3,300円		
・賦課限度額 47万円 12万円 9万円	・賦課限度額 47万円 12万円 9万円		
加入者数 241,273人(132,339世帯)(H19.12末)	加入者数 8,129人(3,885世帯)(H19.12末)		
2.徴収の方式 「料方式」	2.徴収の方式 「税方式」		
3.納期 6月～翌3月10期	3.納期 6月～翌3月10期		
平成17年度決算 18,650,643千円	平成17年度決算 491,909千円		
平成18年度決算 20,088,421千円	平成18年度決算 492,183千円		
平成19年度決算 20,321,123千円	平成19年度決算 499,400千円		
平成20年度本算定(6/1)	平成20年度本算定(6/1)		
・調定額 17,344,903,522円(医療+支援+介護)	・調定額 469,807,600円(医療+支援+介護)		
・被保険者数 184,549人	・被保険者数 6,243人		
1人あたり調定額 93,985円	1人あたり調定額 75,253円		
参考 平成19年度収納率 88.19%(現年度分のみ)	参考 平成19年度収納率 91.45%(現年度分のみ)		
相違点と課題	<p>国保料(税)率 徴収の方式 熊本市「料」城南町「税」</p>		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	2 介護保険事業	小項目名	01 介護保険料
協議内容	基準額及び所得段階が異なるため協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較						
	熊 本 市	城 南 町				
市 町 別 内 容	○第4期介護保険事業計画(H21～H23) 1.基準額 年額 50,400 円(月 4,200 円) 2.保険料率		○第4期介護保険事業計画(H21～H23) 1.基準額 年額 50,400 円(月 4,200 円) 2.保険料率			
	所得段階	対象になる方	保険料率	所得段階	対象になる方	保険料率
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	0.500	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50
	第2段階	世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.500	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50
	第3段階	世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	0.750	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75
	第4段階	本人非課税・世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	第4段階	町民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.834
	第5段階	本人非課税・世帯課税で第4段階以外	1.000		世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00
	第6段階	本人課税で、合計所得金額が125万円以下	1.125	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25
	第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円超200万円未満	1.250	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50
	第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.375	歳入予算 平成17年度決算 188,338千円 平成18年度決算 218,547千円 平成19年度決算 224,831千円		
	第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.500			
	第10段階	本人課税で、合計所得金額が400万円以上	1.750			
	歳入予算 平成17年度決算 5,580,694千円 平成18年度決算 6,659,987千円 平成19年度決算 6,911,239千円					
	相違点と課題	基準額及び所得段階。 普通徴収の納期。(熊本市:12期、城南町:10期)				

**熊本市・城南町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	3 保健衛生事業	小項目名	01 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診
協議内容	城南町のみで実施の各種検診について、住民サービスの視点にたつて協議。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>該当なし</p> <p>※骨粗しょう症検診については、女性健康サポート事業の項目において実施している。</p>	<p>○骨粗しょう症検診</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 : 30歳以上 2. 実施期間 : 集団 9月 3. 実施場所 : 保健センター 4. 個人負担金 : 700円 5. 委託料 : 2,310円 6. 委託先 : 熊本県総合保健センター 7. 受診者数(19年度) : 637人 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度決算 698千円 平成18年度決算 759千円 平成19年度決算 1,025千円 <p>○前立腺がん検診 (PSA血液検査のみ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 : 50歳以上 2. 実施期間 : 集団 9月 3. 実施場所 : 保健センター 4. 個人負担金 : 500円 5. 委託料 : 1,680円 6. 委託先 : 熊本県総合保健センター 7. 受診者数(19年度) : 458人 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度決算 403千円 平成18年度決算 422千円 平成19年度決算 540千円 <p>○腹部超音波検診</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 : 30歳以上 2. 実施期間 : 集団 9月 3. 実施場所 : 保健センター 4. 個人負担金 : 1,000円 5. 委託料 : 3,360円 6. 委託先 : 熊本県総合保健センター 7. 受診者数(19年度) : 1969人 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度決算 4,325千円 平成18年度決算 4,415千円 平成19年度決算 4,646千円
相 違 点 と 課 題	前立腺がん検診、腹部超音波検診については、厚生労働省の指導メニューにないため熊本市では現在実施していない。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	01 熊本市優待証
協議内容	城南町の高齢者、障がい者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>高齢者、障がい者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・70 歳以上の高齢者 ・3 級以上の身体障がい者、B1 以上の知的障がい者、3 級以上の精神障がい者 ・被爆者手帳の交付を受けた者 <p>バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して5000円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・被爆者→運賃の2割(1,000円) ・障がい者 →運賃の1割(500円) <p style="margin-left: 40px;">平成 17 年度決算 690,351 千円 平成 18 年度決算 648,368 千円 平成 19 年度決算 631,245 千円</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	02 戦没者追悼式
協議内容	熊本市英霊顕彰会への負担金(補助金)支出について 遺族会補助金について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市英霊顕彰会主催で、毎年8月15日に熊本市民会館で開催。</p> <p>1.熊本市英霊顕彰会に補助金を支出。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 646千円 平成18年度決算 644千円 平成19年度決算 644千円</p> <p>2.熊本市主催の慰霊祭は実施していない。</p> <p>3.熊本市遺族連合会へ補助金(運営補助)を支出。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 900千円 平成18年度決算 900千円 平成19年度決算 900千円</p>	<p>1.熊本市英霊顕彰会に宇城町村会(城南町、富合、美里町)で支出。(城南分 H20 年度予算:8,951 円)</p> <p>2.城南町主催で、毎年4月に火の君総合文化センターで戦没者慰霊祭を開催。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 896千円 平成18年度決算 832千円 平成19年度決算 650千円</p> <p>3.城南町遺族会に補助金を支出。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 147千円 平成18年度決算 147千円 平成19年度決算 147千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>熊本市英霊顕彰会への負担金(補助金)支出</p> <p>熊本市→熊本市で支出。(H20 年度予算 643,500 円)</p> <p>城南町→宇城町村会長名(城南町、富合町、美里町分)で支出。(H20 年度予算 8,951 円※城南町分)</p> <p>負担金額については、県の半額を市が負担するとの決まりから、合併後の負担額については、県との協議が必要と考える</p> <p>遺族会への補助金支出</p> <p>遺族会に対する補助が存在するため、合併後、団体が統合されれば補助の一本化ができるが、統合されない場合の取扱いをどのようにするのか。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	03 身体障がい者自立支援事業
協議内容	身障者福祉団体への助成について		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1.身障者福祉団体助成 福祉団体の運営費・事業費に対して補助することで、その財政基盤を安定したものとし、運営及び各種事業の確実かつ積極的な展開を可能にし、身体障がい者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>○運営費負担金:2件 平成 19 年度決算 ・熊本県高齢者・障がい者雇用支援協会 400 千円 ・熊本県障がい者スポーツ文化協会 4,513 千円</p> <p>○運営費補助金:4件 平成 19 年度決算 ・熊本市身体障がい者福祉協会連合会 900 千円 ・熊本県肢体不自由児協会 270 千円 ・熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ 100 千円 ・日本オトミー協会熊本県支部 200 千円</p> <p>○事業費補助金 ・障がい者列車ひまわり号を走らす実行委員会 200 千円 ・聴覚障がい者情報文化事業 1,000 千円</p>	<p>1.身障者福祉団体助成 同左</p> <p>○運営費負担金:1件 平成 19 年度決算 ・熊本県障がい者スポーツ文化協会 60 千円</p> <p>○運営費補助金:2件 平成 19 年度決算 ・城南町障がい者福祉協議会 1,267 千円 ・熊本県ろう者福祉協会中央支部 10 千円</p>	
	<p>2.身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成 在宅の身体障がい者で一般就労が困難な者の就労の場である福祉工場や授産施設の安定的運営を図るための助成を実施している。</p> <p>福祉工場 1箇所 身障者小規模通所授産施設 1箇所</p> <p>平成 20 年度以降に障がい者自立支援法に基づく新体系へ移行予定。</p>	<p>2.身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成 該当の制度、施設なし</p>	
相違点と課題	両市町において、身障者福祉団体への助成が行われているが、合併に向けて団体間の調整が必要である。 城南町では、身障者小規模通所授産施設、福祉工場運営費助成の実施なし。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	04 地域生活支援事業
協議内容	各事業についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、5年間現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.地域活動支援センター運営費助成</p> <p>○地域活動支援センターⅠ型</p> <p>①目的 地域の身体・知的・精神障がい者の相互及び社会交流を促すことで社会参加・社会復帰への支援をする。</p> <p>②事業 ・利用者に対し創作的活動・生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供する。 ・医療・福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業</p> <p>③補助金 補助先：熊本きぼう生活支援センター 相談支援センターこころ 地域生活支援センターアシスト 地域生活支援センターウィズ 熊本市しょうがい者生活支援センター青空 熊本県あかね生活支援センター 補助金：9,800千円 平成19年度決算 58,800千円</p> <p>○地域活動支援センターⅢ型 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅢ型の運営費の一部を助成する。 補助先：新町きぼうの家 補助金：15名以上 5,300千円 10名以上14名以下 3,700千円 平成19年度決算 5,300千円</p> <p>2.手話通訳者設置・派遣、要約筆記者派遣経費 手話通訳者設置・手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話通訳者派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>	<p>1.地域活動支援センター事業委託 創作的活動、生産活動その他社会性向上活動等の機会を提供し、自活に必要な訓練等を実施する地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型の運営を宇城圏域市町村(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託している。 委託事業所 ・Ⅰ型…うきうき生活支援センター(宇土市) (基礎的事業+機能強化事業) ・Ⅲ型…なずな工房(富合町) (基礎的事業のみ) 平成19年度決算 1,343千円(城南町負担分)</p> <p>2.手話通訳者派遣・要約筆記者派遣経費 手話奉仕員派遣・要約筆記奉仕員派遣により意思疎通を図ることに支障がある障がい者などその他のものの意思疎通を仲介する。 ・委託先：派遣事業 熊本県ろう者福祉協会 設置事業 熊本市社会福祉協議会 ・委託単価 手話奉仕員派遣 1日：4,000円 半日(4時間以内)：2,000円</p>

<p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km 要約筆記者派遣 1日:3,000 円 半日(4 時間以内):2,000 円 交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km 平成 19 年度決算 5,300 千円</p> <p>3.福祉ホーム事業運営費助成 現に住居を求めている障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜の供与を行い、障がい者の地域生活を支援する福祉ホームの運営費の一部を助成する。 平成 19 年度予算 4,226 千円</p> <p>4.知的障がい者職親委託経費 知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間事業経営者等に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場での定着性を高める。 ※委託料:1名につき 30,000 円/月 平成 19 年度予算 120 千円</p> <p>5.成年後見制度利用支援事業助成 判断能力が不十分な知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより障がい者の権利の擁護を図る。 平成 19 年度決算 0 千円</p> <p>6.日中一時支援事業経費 介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で行う。 〔根拠法令:熊本市日中一時支援事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 508 人 平成 19 年度決算 64,495 千円</p> <p>7.移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行う。 〔根拠法令:熊本市移動支援事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 111 人 平成 19 年度決算 24,077 千円</p> <p>8.訪問入浴サービス事業 入浴が困難な障がい者(児)に、入浴車を派遣して入浴サービスを提供する。 〔根拠法令:熊本市実訪問入浴サービス事業実施要綱〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 熊本市支給決定者 19 人 平成 19 年度決算 18,224 千円</p>	<p>交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km 要約筆記者派遣 1日:3,000 円 半日(4 時間以内):2,000 円 交通費:公共交通機関は実費相当額 自家用車は 37 円/1km 事務費:200 円/件 平成 19 年度決算 169 千円 (手話奉仕員派遣・要約筆記者派遣の合計)</p> <p>3.福祉ホーム事業運営費助成 実施なし</p> <p>4.知的障がい者職親委託経費 実施なし</p> <p>5.成年後見制度利用支援事業助成 実施なし</p> <p>6.日中一時支援事業経費 介護する人が病気や静養、就労などの事由により介護できない場合の日中の保護及び必要な介護を施設で行う。 〔根拠法令:地域生活支援事業実施要項〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 城南町支給決定者 23 人 平成 19 年度決算 3,888 千円</p> <p>7.移動支援事業 屋外での移動に困難がある障がい者に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行う。また、放課後預かり利用時の送迎、短期入所利用時の送迎の支援を行う。 〔根拠法令:地域生活支援事業実施要項〕 障がい者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。)第 77 条第 3 項の規定により行う地域生活支援事業 〔現況〕19 年 9 月末日 城南町支給決定者 19 人 平成 19 年度決算 1,397 千円</p> <p>8.訪問入浴サービス事業 実施なし</p>
--	---

<p>9.就職仕度金 施設利用者が一般就労した場合の給付。 平成 19 年度実績 5 件 平成 19 年度決算 180 千円</p> <p>10. 障がい児等療育支援事業 在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。 内 容 ・訪問による療育指導 ・外来による専門的な療育相談、指導 ・障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導 対象者 在宅の心身障がい児（者）及びその保護者 委託先 江津湖療育園発達医療センター（重症心身障がい児施設及び知的障がい者更生施設） 三気の家（知的障がい児通園施設） なでしこ園（知的障がい児通園施設） 熊本県ひばり園（難聴幼児通園施設） 熊本県こども総合療育センター（肢体不自由児（入所・通園）及び知的障がい児通園施設） 平成 19 年度決算 6,469 千円 ※平成 20 年度より、在宅支援訪問・外来療育等指導事業を統合。</p> <p>11.相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とする。 対象者 本市に居住する障がい者、障がい児、その保護者および介護者 事業所 熊本市しょうがいしゃ生活支援センター 青空 えびこ相談支援センター 済生会熊本福祉相談支援センター 熊本県あかね生活支援センター(24時間電話) 熊本きぼう生活支援センター 相談支援センター こころ 地域生活支援センター ウィズ 地域生活支援センター アシスト(24時間電話) 補助金 1か所 5,715,600円 24時間電話相談 960,000円加算 平成 19 年度決算 48,313 千円</p>	<p>9.就職仕度金 実施なし</p> <p>10. 障がい児等療育支援事業 実施なし</p> <p>11.相談支援事業 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とする。 宇城圏域市町(宇土市・宇城市・富合町・美里町・城南町)で委託実施している。 対象者 本町に居住する障がい者、障がい児、その保護者および介護者 事業所 宇城障がい者生活支援センターくまむた荘(身体) 相談支援センター ウキネット(知的) うきうき生活支援センター(精神) 委託料 (身体) 6,000,000円 (知的) 5,314,000円 (精神) 6,000,000円 ※知的障がい分については美里町は単独で実施しているため、委託料については美里町負担相当分を控除した額 平成 19 年度決算 17,314,000円 うち城南町負担分 2,986,000円</p>
<p>相違点と課題</p>	<p>1. 地域活動支援センター事業委託／宇城圏域で実施委託する事業について調整する。 7. 移動支援事業／移動支援事業の対象等について調整する。</p>

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	05 高齢者福祉券交付事業
協議内容	城南町独自の事業であり、熊本市では実施していない。 熊本市まで拡大すると対象者や対象施設及び予算の検討が必要。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	該当なし	<p>城南町高齢者福祉券を交付し、町内の温泉施設を利用してもらうことにより、高齢者の寝たきり防止及び高齢者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業。</p> <p>○交付対象者 ・城南町在住の者 ・医療保険の高齢者受給者もしくは老人医療受給者証の交付を受けた者</p> <p>○交付の範囲 ・一人につき、年5枚。</p> <p>○対象施設 ・城南温泉センター 平成18年度 ・利用者数 2,728人 ・支出 補助金 1,265千円</p> <p style="margin-left: 40px;">平成17年度決算 1,106千円 平成18年度決算 1,265千円 平成19年度決算 1,289千円</p>
相 違 点 と 課 題	城南町独自の事業である。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	5 上水道事業	小項目名	01 簡易水道組織・補助金
協議内容	簡易水道組織・補助金の取り扱いについて。 町内には地区営の簡易水道及びその他の水道組合が 18 組合あるが、県認可を受けている簡易水道組合は 2 組合であり、残り 11 組合は未認可、5 組合は認可対象外となっている。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。		

制 度 比 較																																										
	熊 本 市	城 南 町																																								
市 町 別 内 容	熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。	<p>補助金の交付対象</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等 ※修理費は 50 万円以上</p> <p>補助金の交付額</p> <p>1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の 10 分の 6 以内</p> <p>平成 17 年度決算 17,946 千円 平成 18 年度決算 21,270 千円 平成 19 年度決算 1,116 千円</p> <p>地区営簡易水道 給水人口 ○認可取得</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">才木○</td> <td style="width: 10%;">149 人</td> <td style="width: 10%;">高○</td> <td style="width: 50%;">409 人</td> </tr> <tr> <td>築地上村</td> <td>113 人</td> <td>吉野</td> <td>113 人</td> </tr> <tr> <td>赤見</td> <td>438 人</td> <td>碓</td> <td>592 人</td> </tr> <tr> <td>舞原</td> <td>250 人</td> <td>舞原ニュータウン</td> <td>249 人</td> </tr> <tr> <td>沈目</td> <td>325 人</td> <td>東阿高団地</td> <td>197 人</td> </tr> <tr> <td>旭ヶ丘</td> <td>105 人</td> <td>本鰐瀬</td> <td>195 人</td> </tr> <tr> <td>湯ノ上山下</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(その他の水道組合)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">東阿高第二南</td> <td style="width: 10%;">269 人</td> <td style="width: 10%;">東阿高フラワー</td> <td style="width: 50%;">99 人</td> </tr> <tr> <td>築地下村</td> <td>48 人</td> <td>中尾</td> <td>93 人</td> </tr> <tr> <td>東阿高第一南</td> <td>99 人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	才木○	149 人	高○	409 人	築地上村	113 人	吉野	113 人	赤見	438 人	碓	592 人	舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人	沈目	325 人	東阿高団地	197 人	旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人	湯ノ上山下	125 人			東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人	築地下村	48 人	中尾	93 人	東阿高第一南	99 人		
才木○	149 人	高○	409 人																																							
築地上村	113 人	吉野	113 人																																							
赤見	438 人	碓	592 人																																							
舞原	250 人	舞原ニュータウン	249 人																																							
沈目	325 人	東阿高団地	197 人																																							
旭ヶ丘	105 人	本鰐瀬	195 人																																							
湯ノ上山下	125 人																																									
東阿高第二南	269 人	東阿高フラワー	99 人																																							
築地下村	48 人	中尾	93 人																																							
東阿高第一南	99 人																																									
相 違 点 と 課 題	水道事業について、熊本市はすべて公営水道で行っているが、城南町は公営水道の整備と民間水道組合への施設整備補助事業を併用して行っている。																																									

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 1）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 27 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- 2 農区長制度については、新市の事業として継続する。
- 3 水田農業推進協議会負担金については、5 年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- 4 認定農業者協議会負担金については、5 年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。
- 5 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中（平成 23 年度まで）は、現行のとおり継続する。
- 6 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5 年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- 7 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。
- 8 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (22 経済復興関係事業)

事業項目 枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
1 農林水産関係事業の取扱い					
01	農業振興地域整備計画変更	経済復興部会	第5回		
02	農区長制度	経済復興部会	第5回		
03	水田農業推進協議会負担金	経済復興部会	第5回		
04	認定農業者協議会負担金	経済復興部会	第5回		
05	農地・水・環境保全向上対策事業	経済復興部会	第5回		
2 商工・観光関係事業の取扱い					
01	工業活性化支援事業	経済復興部会	第5回		
02	企業立地促進事業	経済復興部会	第5回		
03	中心市街地活性化対策事業	経済復興部会	第5回		
農林水産関係事業の取扱い					
	土地改良区運営費補助金	経済復興部会	次回以降提案		
	農業集落排水事業（下水道使用料）	経済復興部会	次回以降提案		
	農業集落排水事業（施設の保守・運転管理）	経済復興部会	次回以降提案		
	農業集落排水事業（受益者負担分）	経済復興部会	次回以降提案		
	農業用廃プラ類処理対策補助金	経済復興部会			
	城南町農林業地域改善対策事業	経済復興部会			
	農業振興地域整備促進協議会	経済復興部会			
	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済復興部会			
	農業後継者育成対策事業	経済復興部会			
	城南町牛受精卵移植部会補助金	経済復興部会			
	酪農ヘルパー事業補助金	経済復興部会			
	水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	経済復興部会			
	標準小作料	経済復興部会			
	単県土地改良事業	経済復興部会			
	農業用施設災害復旧工事	経済復興部会			
	排水ポンプ場運転管理	経済復興部会			
	法定外公共物（水路）の維持管理	経済復興部会			
	農村環境整備計画	経済復興部会			
	施設管理費	経済復興部会			
	加勢川水門水利調整連絡会	経済復興部会			
	排水機場	経済復興部会			
	賦課金（熊本県土地改良事業団体連合会）適正化拠出金	経済復興部会			
	負担金（各協議会）	経済復興部会			
	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済復興部会			
	緑川農業用水堰連絡協議会	経済復興部会			
	適正化事業適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済復興部会			
	土地改良区	経済復興部会			
	基盤整備事業	経済復興部会			
	土地改良事業等補助金	経済復興部会			
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	経済復興部会			
	農業用水施設補助金	経済復興部会			
	下水溝整備事業	経済復興部会			
	ため池等整備事業	経済復興部会			
	農業集落排水事業（農集計画）	経済復興部会			
	森林整備計画	経済復興部会			
	熊本市火入れに関する規則	経済復興部会			
	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済復興部会			
	市民農園事業	経済復興部会			
	農作物鳥獣被害対策	経済復興部会			
	地産地消の推進事業	経済復興部会			
	市民と農業のふれあい促進事業	経済復興部会			

生産体制強化施設整備事業	経済振興部会		
流通施設整備事業	経済振興部会		
畜産施設整備事業	経済振興部会		
流通対策事業	経済振興部会		
生産体制強化対策事業	経済振興部会		
畜産振興事業	経済振興部会		
環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会		
畜産関係その他負担金及び会費	経済振興部会		
その他負担金及び会費	経済振興部会		
営農連絡協議会	経済振興部会		
JA熊本うき酪農共進会補助金	経済振興部会		
城南町畜産振興協議会補助金	経済振興部会		
転作作物試作協議会補助金	経済振興部会		
城南町特産農作物推進協議会補助金	経済振興部会		
農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会		
担い手育成総合支援協議会	経済振興部会		
農用地区域でない証明手数料	経済振興部会		
農業資金利子補給補助金	経済振興部会		
農業地域交流促進事業	経済振興部会		
地域農業活性化支援事業	経済振興部会		
経営体育成支援事業	経済振興部会		
農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会		
(特)農業金融支援事業	経済振興部会		
農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会		
城南町農業振興促進協議会	経済振興部会		
中山間地域振興事業	経済振興部会		
食肉センター管理運営事業	経済振興部会		
食肉センター施設整備事業	経済振興部会		
水田農業推進対策事業	経済振興部会		
水田農業対策推進事業	経済振興部会		
水田農業推進協議会	経済振興部会		
認定農業者協議会	経済振興部会		
城南町アグリフレンズ補助金	経済振興部会		
担い手育成会補助金	経済振興部会		
緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会		
漁港整備事業	経済振興部会		
漁場整備事業	経済振興部会		
水産業経営基盤強化事業	経済振興部会		
(特)水産業金融支援事業	経済振興部会		
水産振興センター整備事業	経済振興部会		
緑川観光資源振興補助金	経済振興部会		
標準農作業請負料金	経済振興部会		
農地流動化推進員謝礼	経済振興部会		
農業委員会あっせん基準	経済振興部会		
農地基本台帳	経済振興部会		
農業委員会諸証明手数料	経済振興部会		
農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い	経済振興部会		
委員会の構成	経済振興部会		
委員の任期	経済振興部会		
報酬及び費用弁償	経済振興部会		
選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会		
農地法第3・4・5条の申請取扱い	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会協議会負担金	経済振興部会		
宇城郡市農業委員会職員連絡協議会負担金	経済振興部会		
農業者年金受給者協議会賛助負担金	経済振興部会		

商工・観光関係事業の取扱い

商工会補助金	経済振興部会	次回以降提案		
火の君まつり委託料	経済振興部会	次回以降提案		
夏まつり委託料	経済振興部会	次回以降提案		
新規創業支援事業	経済振興部会			
新産業分野支援事業	経済振興部会			
海外経済活動支援事業	経済振興部会			
流通機能促進事業	経済振興部会			
食品工業団地活性化事業	経済振興部会			
熊本県企業誘致連絡協議会	経済振興部会			
熊本県地域産業活性化協議会	経済振興部会			
城南工業団地管理事業	経済振興部会			
商店街振興事業	経済振興部会			
雇用対策事業	経済振興部会			
職業技能向上支援事業	経済振興部会			
中小企業団体等支援事業	経済振興部会			
労働環境・福祉向上事業	経済振興部会			
流通情報会館管理運営事業	経済振興部会			
商業活性化支援事業	経済振興部会			
中小企業人材育成支援事業	経済振興部会			
中小企業金融対策事業	経済振興部会			
経営相談事業	経済振興部会			
観光イベント関連事業	経済振興部会			
工芸振興事業	経済振興部会			
海外観光客誘致対策	経済振興部会			
コンベンション誘致対策	経済振興部会			
観光客受入対策事業	経済振興部会			
観光施設整備事業	経済振興部会			
物産振興事業	経済振興部会			
加盟団体(観光)	経済振興部会			
加盟団体(物産)	経済振興部会			
観光客誘致対策事業	経済振興部会			
城南町観光協会	経済振興部会			
産業文化会館管理運営事業	経済振興部会			
産業文化会館施設整備事業	経済振興部会			
熊本城復元整備事業	経済振興部会			
熊本城有効活用事業	経済振興部会			
熊本城管理事業	経済振興部会			
旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会			
動植物園管理運営事業	経済振興部会			
動植物園集客対策事業	経済振興部会			
動植物園再編整備事業	経済振興部会			
競輪運営事業	経済振興部会			
城南町商工業振興対策協議会	経済振興部会			
特定工場の届出	経済振興部会			
農村地域工業等導入地区	経済振興部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	01 農業振興地域整備計画変更
協議内容	農業振興地域整備計画変更（全体見直し）時期について		
合併協議会協議結果（調整方針）	両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	1.目的	自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。	1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。
	2.全体見直し(変更年度:平成18年度) 平成23年度以降見直し予定		2.全体見直し(変更年度:平成13年度) ※平成20年度に計画調査し、平成21年度で全体見直しを予定している。
	3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律		3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律
	平成17年度決算額 861千円 平成18年度決算額 0千円 平成19年度決算額 0千円		平成17年度決算 0千円 平成18年度決算 0千円 平成19年度決算 0千円
相違点と課題	前回の全体見直しは、城南町では平成13年度、熊本市では平成18年度に実施。次回の全体見直しの実施時期を城南町では平成21年度に予定しているため、平成22年度以降の実施も含め検討の要あり。		

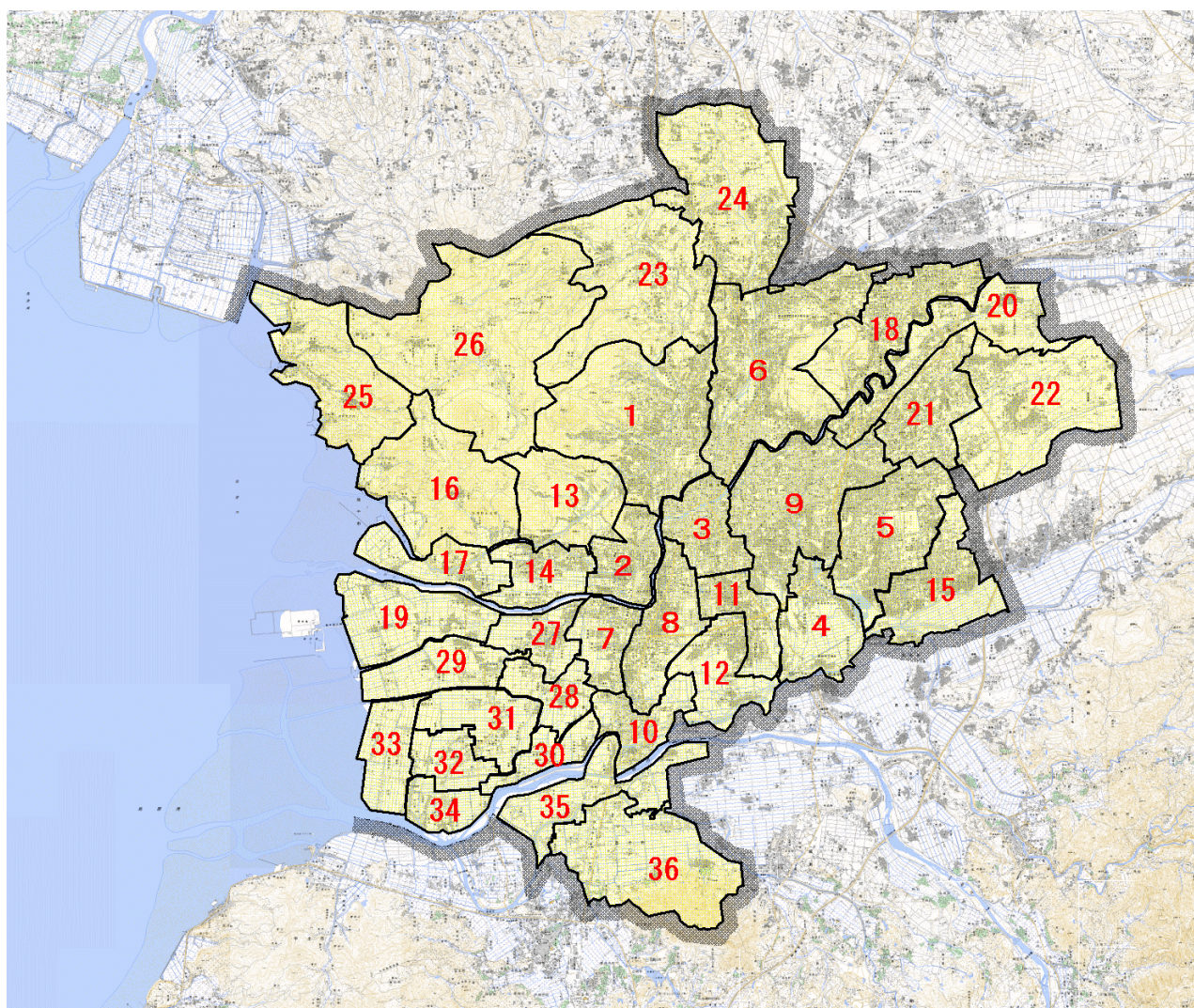
熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	02 農区長制度
協議内容	合併後は、城南町域を含む全市域を対象として事業を実施する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.農区、農区長 本市内の農耕地域を 36 農区に分け、各農区に農区長を置いている。</p> <p>2.農区長の職務 農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。</p> <p>3.農区長の委嘱 農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱。 農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議して推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱することができる。ただし、農業協同組合のない農区にあつては、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱することができる。</p> <p>4.農区長の任期 3 年</p> <p>5.根拠 熊本市農区長設置規則</p> <p>平成 17 年度決算額 510 千円 平成 18 年度決算額 510 千円 平成 19 年度決算額 510 千円</p>	該当なし
相違点と課題	熊本市のみで実施している事業である。今後、農区長の人数等協議する。	

熊本市農区図



番号	農区名	番号	農区名	番号	農区名
1	上熊本	13	池上	25	河内
2	白坪	14	城山	26	芳野
3	本山	15	秋津	27	八分字
4	画図	16	松尾	28	藤富
5	健軍	17	小島	29	並建
6	清水	18	竜田	30	中緑
7	力合	19	中島	31	銭塘
8	日吉	20	供合	32	奥古閑
9	出水	21	広畑	33	海路口
10	川尻	22	小山戸島	34	川口
11	田迎	23	西里	35	杉合
12	御幸	24	川上	36	守富

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	03 水田農業推進協議会負担金
協議内容	城南町・富合町に存在する負担金であり、富合町、JAとの関係もありどのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取扱については、関係機関と協議・調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市町別内容	<p>熊本地域水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本市 代表理事組合長 横田 健</p> <p>3. 人員 委員 43人 監事 2人</p> <p>4. 構成 各大農区長(34農区)、農業委員代表、農業共済代表、土地改良区代表、担い手代表、消費者代表、全集系代表</p> <p>5. 負担金額 該当なし</p>	<p>城南・富合地域水田農業推進協議会</p> <p>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本町農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。</p> <p>2. 会長 JA熊本うき 筆頭理事 安永 信哉</p> <p>3. 人員 20名 内議会 2名</p> <p>4. 構成 各町長・各町議会経済建設常任委員長、各町農業委員代表、JA各支所転作推進員代表、各町嘱託員代表、ライスセンター運営協議会代表、下北各部会代表、食糧事務所地域課長</p> <p>5. 負担金額(町単独予算) 平成17年度決算額 100.8万円 (城南町100.8万円 富合町79.2万円 JA180.0万円) 平成18年度予算額 95.2万円 (城南町95.2万円 富合町74.8万円 JA170.0万円) 平成19年度決算額 55万円 (城南町55万円 富合町45万円 JA170.0万円)</p> <p>6. 内訳(平成19年度分) 報酬13万円 賃金(臨時2名)240万円 会議費80万円 研修費5万円 需要費2万円</p> <p>7. 雇用体系 JA下北営農センター常駐</p>
相違点と課題	城南町単独の負担金である。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	04 認定農業者協議会負担金
協議内容	両市町同等の制度であるが、今後の取り扱いについて。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>認定農業者協議会負担金</p> <p>1 目的 認定農業者間の相互研鑽を深めるとともに、関係機関が連携強化を図り、情報提供・収集の迅速化を行うとともに、経営改善計画の履行のためのフォローアップを行う。</p> <p>2 対象 熊本市認定農業者協議会</p> <p>3 交付額 平成 17 年度決算 700千円 平成 18 年度決算 700千円 平成 19 年度決算 700千円</p>	<p>城南町認定農業者同友会</p> <p>1 目的 魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力のある町づくりに寄与することに対して補助金を交付する。</p> <p>2 対象 城南町認定農業者同友会</p> <p>3 交付額 平成 17 年度決算 1130千円(研修費770千円含む) 平成 18 年度決算 500千円(研修費なし) 平成 19 年度決算 500千円(研修費なし)</p>
相 違 点 と 課 題	<p>両市町同等の制度である。目的は一緒であるが、補助金・負担金の相違 (参考)熊本市における負担金以外の認定農業者への支援・・・平成 19 年度予算 1,263 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業簿記・パソコン講座の開催 ・ 家族経営協定締結推進啓発(先進地視察) ・ 男女共同参画に向けたセミナー等の開催 ・ 全国検討会派遣研修 ・ 認定農業者組織強化及び研修会 ・ 認定農業者制度普及・啓発・経営改善資料の印刷・購入費 	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農林水産関係事業	小項目名	05 農地・水・環境保全向上対策事業
協議内容	地域連絡協議会の今後の運営について		
合併協議会協議結果(調整方針)	現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの営農活動等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う ・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 市 25%</p> <p>(対象地区) 平成 19 年度 15 地区 平成 20 年度 16 地区、富合町 1 地区 計 17 地区</p> <p>平成 19 年度決算 33,561 千円</p>	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの営農活動等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う ・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>(対象地区) 城南町全域を 1 地区として、活動に取り組んでいる。</p> <p>平成 19 年度決算 13,666 千円</p>
相 違 点 と 課 題	事業内容及び費用負担等も同じである。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	01 工業活性化支援事業
協議内容	両市町の事業内容が異なるため、合併後どのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	技術力向上支援事業 【内容】 産学行政の連携により、研究成果の産業界への技術移転と交流を促進し、先端産業の育成と産業の高度化・集積化を図るため、技術研究機関の取り組みを支援する 【支援機関】 「熊本 TLO」「熊本知能システム技術研究会(RIST)」「バイオテクノロジー研究推進会」「熊本県工業連合会」 H17 年度決算 4,500 千円 H18 年度決算 4,450 千円 H19 年度決算 4,450 千円	城南町工業振興連絡協議会助成 【内容】 城南町に生産工場を有する相当規模の製造業者で、協議会の趣旨に賛同した意欲的に参加する企業を対象とした協議会で、会員企業の交流・情報交換を通じて城南町及び周辺地域との連携を強化することで、効果的な企業の事業活動を支援し、会員企業と城南町の活性化を図ることを目的としている。 ※事務局：城南町商工会 ※町は町長が顧問として参加するほか助成金を交付。 平成 17 年度決算 45 千円 平成 18 年度決算 45 千円 平成 19 年度決算 45 千円
	製造業見本市出展支援事業 【内容】 製造業を主体とした中小企業者及びその団体等が実施する販路開拓への取り組みに対して、必要な経費の一部を助成する ①助成額 ・九州内への出展事業 企業 30 万円 団体等 50 万円 ・九州外への出展事業 企業 50 万円 団体等 80 万円 ②助成率 50%以内 H17 年度決算 2,845 千円 H18 年度決算 2,794 千円 H19 年度決算 1,381 千円	
相違点と課題	事業内容が異なるため協議が必要	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	02 企業立地促進事業
------	-------------	------	-------------

協議内容	現在県と協議を行いながら城南工業団地分譲価格見直しが実施され、城南町ではこれに伴う企業立地に対する補助金制度を設ける（条例等）予定。新市になった場合の補助金制度について協議
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は補助金で対応</p> <p>(1) 交付対象者 市内に事業所を新設・増設・移設する企業</p> <p>(2) 交付内容 ①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3ヵ年度分) ②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2 ③新規常用従業員数1人につき 正社員50万円、正社員以外15万円 ④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助 ※移設は③のみ</p> <p>(3) 限度額 20億円(①～④の合計額)</p> <p>◇決算額(補助金のみ、事務経費を除く)</p> <p>平成17年度決算 131,966千円 平成18年度決算 70,762千円 平成19年度決算 16,815千円</p>	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 城南町における工業の開発、誘致を促進するため、町内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、固定資産税の課税免除若しくは便宜の供与を行い、もって本町産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ○城南町工場等設置奨励条例に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は固定資産税の課税免除で対応</p> <p>平成20年度 工場等設置奨励補助金を新設</p> <p>(内容)</p> <p>①用地取得補助 取得額の100分の10以内 (限度額:5千万円)</p> <p>②施設整備補助 投下固定資産総額の100分の5以内(限度額:1千万円)</p> <p>③雇用促進補助 新規雇用者(城南町住民に限る)の数に10万円を乗じて得た額 (限度額:300万円)</p> <p>平成17年度決算 657千円 平成18年度決算 180,520千円 平成19年度決算 744千円</p>

相 違 点 と 課 題	企業立地に対する補助金制度について、交付内容・交付額等に相違がある。
----------------------------	------------------------------------

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	2 商工・観光関係事業	小項目名	03 中心市街地活性化対策事業
------	-------------	------	-----------------

協議内容	・城南町の商工振興活性化補助金について、合併後どのようにするか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	商工振興活性化補助金は、当分の間現行のとおり継続する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.まちなか賑わい創出事業 音楽・大道芸等によるストリートパフォーマンス活動を年間を通じて支援し、まちなかの賑わい創出を図る。</p> <p>2.城下町大にぎわい市 10月第2土曜・日曜、シンボルロード周辺の公共スペースと道路を一部歩行者天国に活用し、熊本の全国に誇れる味と技をアピールする物産展等を開催する。</p> <p>3.中心市街地活性化協議会運営支援事業 中心市街地活性化協議会の円滑な運営を支援する。</p> <p style="text-align: right;">平成17年度決算 9,500千円 平成18年度決算 11,500千円 平成19年度決算 40,000千円</p>	<p>1.商工振興活性化補助金 中心市街地の活性化を目的とする民間の組織「城南まちづくり倶楽部」に対する補助金。地域づくり団体として火の国未来づくりネットワークにも加盟している(事務局:城南町商工会)。平成15年5月発足</p> <p>基本計画作成時の「中心市街地活性化基本計画作業部会」員を中心とした、活性化のためのソフト事業を実施する組織として行政主導で組織された団体で、商工会、婦人会など町内の各種団体のメンバーが構成員となり、それぞれの所属組織とのパイプ役も担っている。</p> <p>町職員(主に産業振興課・都市建設課)も会員としてボランティアで会議、イベント等に参加している。</p> <p>※城南町中心市街地活性化基本計画は平成15年3月に作成</p> <p style="text-align: right;">平成17年度決算 400千円 平成18年度決算 400千円 平成19年度決算 400千円</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 3）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 27 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 市道の整備（集落内道路の新設・改良）については、5 年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。
- 2 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・道路後退による後退部分の取扱い
 - ・公共下水道受益者負担金

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (23 都市建設関係事業)

事業項目 枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 交通関係事業の取扱い					
01	地方バス	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
2 建設関係事業の取扱い					
01	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
02	市道の整備(幹線及び集落間道路)	都市建設部会	第4回		
03	市道の整備(集落内道路の新設・改良)	都市建設部会	第5回		
04	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	第5回		
3 都市計画の取扱い					
01	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第3回	第4回 ○承認	
02	土地区画整理事業	都市建設部会	第4回		
4 下水道事業の取扱い					
01	下水道計画	都市建設部会	第4回		
02	下水道使用料	都市建設部会	第4回		
03	受益者負担金	都市建設部会	第5回		
交通関係事業の取扱い					
	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会			
建設関係事業の取扱い					
	道路占用料	都市建設部会			
	道路台帳	都市建設部会			
	道路の維持管理	都市建設部会			
	用途廃止・払い下げ	都市建設部会			
	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会			
	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会			
	官民境界	都市建設部会			
	私道の整備	都市建設部会			
	道路位置指定	都市建設部会			
	建築確認事務	都市建設部会			
	建築指導行政	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅駐車場整備・管理	都市建設部会	次回以降提案		
	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅例規	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	次回以降提案		
	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会			
	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会			
	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会			
	市(町)営住宅図面	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会			
	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会			
	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会			
	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会			
	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会			
	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会			
	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会			
	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会			
	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会			

河川の維持管理	都市建設部会			
砂防対策	都市建設部会			
河川占用料	都市建設部会			
河川整備計画	都市建設部会			
河川災害関連	都市建設部会			
法定外公共物(水路)の維持管理	都市建設部会			
用地取得基準	都市建設部会			
(建築)やさしいまちづくり事業	都市建設部会			
市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会			
市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会			
市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会			
新規道路の認定	都市建設部会			
主要地方道小川嘉島道路整備促進期成会	都市建設部会			
小川御船間道路整備促進期成会	都市建設部会			
浜戸川改修促進期成会	都市建設部会			
緑川改修促進期成会	都市建設部会			
熊本県治水砂防協会	都市建設部会			
一般国道266号三角・嘉島間整備促進期成会	都市建設部会			
九州地区用地対策連絡会	都市建設部会			
熊本県河川海岸防災協会	都市建設部会			
熊本県道路改良事業負担金	都市建設部会			
熊本県道路利用者協会	都市建設部会			
日本道路協会	都市建設部会			
木原花園浦川内(雁回山)線整備期成会	都市建設部会			
熊本県公共建築行政連絡協議会	都市建設部会			
都市計画の取扱い				
都市計画審議会委員	都市建設部会			
中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会			
公園管理	都市建設部会			
公園維持管理事業	都市建設部会			
公園使用料	都市建設部会			
児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会			
公園愛護会支援事業	都市建設部会			
公園整備事業	都市建設部会			
公園県事業負担金	都市建設部会			
土地利用対策事業	都市建設部会			
八代宇城地方拠点都市建設推進協議会	都市建設部会			
下水道事業の取扱い				
水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	次回以降提案		
施設の保守、運転管理	都市建設部会			
排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会			
下水道台帳	都市建設部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	03 市道の整備（集落内道路の新設・改良）
協議内容	集落内道路の新設・改良について		
合併協議会協議結果（調整方針）	5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	城 南 町		
市 町 別 内 容	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、市が整備を行っている。</p> <p>熊本市では、道路拡幅に伴う用地の取得について、地権者からの寄付（国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く）により行っている。</p> <p>ただし、交差点改良及び視距改良工事については、用地買収を行うこともある。</p>	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、町が整備を行っている。</p> <p>道路拡幅に伴う用地の取得については、工事要望時に地権者の「用地買収承諾書」を添付し、町独自の用地価格を算定し購入する。</p>		
	<p>・ 単独道路新設改良経費</p>		<p>・ 単独道路新設改良費</p>	
	<p>平成 17 年度決算 1,015,152 千円</p>		<p>平成 17 年度決算 135,047 千円</p>	
	<p>平成 18 年度決算 1,030,907 千円</p>		<p>平成 18 年度決算 85,176 千円</p>	
	<p>平成 19 年度決算 1,046,559 千円</p>		<p>平成 19 年度決算 44,136 千円</p>	
	<p>・ 単独橋梁整備経費</p>			
	<p>平成 17 年度決算 4,599 千円</p>			
	<p>平成 18 年度決算 18,232 千円</p>			
	<p>平成 19 年度決算 3,728 千円</p>			
	相違点と課題	道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（城南町）とで相違している。		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	04（道路）道路後退による後退部分の取扱い
協議内容	道路後退の土地の取扱いについて		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 建築基準法 42 条 2 項道路の道路後退部分の取扱いについては、寄付採納の申し出があれば受納している。</p> <p>なお、分筆・所有権移転登記費用等は全て熊本市で行っている。</p> <p>（登記件数）</p> <p>平成 16 年度： 151 件 平成 17 年度： 98 件 平成 18 年度： 286 件 平成 19 年度： 165 件</p> <p>平成 17 年度決算 10,273 千円 平成 18 年度決算 22,877 千円 平成 19 年度決算 35,801 千円</p> <p>※道路管理経費（経常）公共嘱託登記委託料＋里道事務経費の公共嘱託登記委託料</p>	<p>1. 建築基準法 42 条 2 項道路の道路後退部分の取扱いについては、寄付及び買収も申し出があれば受納している。</p> <p>なお、分筆・所有権移転登記費用等は全て城南町で行っている。</p> <p>買収する価格は、固定資産評価額で決定している。</p> <p>（登記件数）</p> <p>平成 16 年度 6 件 平成 17 年度 16 件 平成 18 年度 1 件 平成 19 年度 12 件</p> <p>平成 17 年度決算 2,277 千円（用地費） 2,186 千円（登記料） 平成 18 年度決算 415 千円（用地費） 204 千円（登記料） 平成 19 年度決算 1,111 千円（用地費） 1,063 千円（登記料）</p>	
	相違点と課題	道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（城南町）とで相違している。	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	03 受益者負担金
協議内容	受益者負担金について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		
制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 受益者負担金額 200 円/m²</p> <p>2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し</p> <p>6. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円(一括調定のため) 平成 19 年度決算 173,962 千円</p>	<p>1. 受益者負担金額 基本額 110,000 円 + 地積額 100 円/m²</p> <p>2. 施行年月日 H10 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 5 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度有り</p> <p>6. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>負担金 平成 17 年度決算 22,921 千円 平成 18 年度決算 28,944 千円 平成 19 年度決算 25,918 千円</p> <p>地区外流入分担金 平成 19 年度決算 3,846 千円</p>	
相 違 点 と 課 題	<p>城南町においては基本額+地籍額(ただし個人の有する土地について 500 m²を超える部分について徴収猶予)負担金額の相違により、800 m²(個人住宅に限る)以下の土地面積については、熊本市が低額となり、800 m²(個人住宅に限る)以上の土地面積については、熊本市が高額となる。また、一括納付の報奨金制度は城南町のみ有している。</p>		

協議第 24 号

教育関係事業について（その 2）

教育関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 27 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業について

- 1 体育指導委員については、5 年間現行のとおり継続する。ただし、報酬については熊本市の例に統一する。
- 2 各種体育施設の管理方法は熊本市の例に統一する。料金は現行のとおり継続する。
- 3 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。ただし、5 年間は城南地域内の学校体育施設を除く運動施設については、旧城南町住民の先行予約を認める。
- 4 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、5 年間現行のとおり継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

(24 教育関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
教育関係事業の取扱い						
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第4回		
	2	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回		
	3	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回		
	4	体育協会	教育部会	第4回		
	5	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第4回		
	6	社会教育関係団体への補助金(文化協会)	教育部会	第4回		
	7	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	第4回		
	8	各種大会(出場)補助金	教育部会	第4回		
	9	文化財の保護・管理・活用	教育部会	第4回		
	10	学校給食調理場	教育部会	第4回		
	11	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	第4回		
	12	中学校校名	教育部会	第4回		
	13	通学区域(小・中学校)	教育部会	第4回		
	14	少人数学級	教育部会	第4回		
	15	体育指導委員	教育部会	第5回		
	16	各種体育施設	教育部会	第5回		
	17	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回		
	18	図書館行事	教育部会	第5回		
		成人式	教育部会	次回以降提案		
		各種大会等	教育部会	次回以降提案		
		小中学校の指導・助言	教育部会	次回以降提案		
		教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会	次回以降提案		
		集会所指導事業	教育部会	次回以降提案		
		学校施設一般開放管理業務	教育部会	次回以降提案		
		公民館学級	教育部会			
		公民館使用料	教育部会			
		歴史民俗資料館	教育部会			
		学校給食室燃料購入費	教育部会			
		図書館の施設管理運営	教育部会			
		学校給食物資共同購入	教育部会			
		教育相談事業	教育部会			
		人権教育関係負担金・補助金	教育部会			
		中学校エアコン	教育部会			
		人材育成活動補助金	教育部会			
		教育関係助成金・負担金	教育部会			
		学校・地域連携推進事業	教育部会			
		就学指導委員会	教育部会			
		就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会			
		学校図書館充実事業	教育部会			
		学校用備品整備事業	教育部会			
		機械警備関係	教育部会			
		教育委員	教育部会			
		緊急警報システム	教育部会			
		私立学校振興事業	教育部会			
		事務補助員	教育部会			

小中学校管理運営事業	教育部会			
障がい児教育事業	教育部会			
職員研修事業	教育部会			
情報環境の整備	教育部会			
英語指導助手事業	教育部会			
中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会			
図書管理等	教育部会			
図書館のサービス	教育部会			
博物館管理運営	教育部会			
エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会			
プール管理等経費	教育部会			
屋外運動施設関連経費	教育部会			
各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会			
学校安全経費	教育部会			
学校医・歯科医・薬剤師	教育部会			
学校環境衛生経費	教育部会			
学校給食行政経費	教育部会			
学校保健関係賠償保険料等	教育部会			
学校保健関連事業	教育部会			
小・給食室施設整備経費	教育部会			
共同調理場調理等業務委託経費	教育部会			
計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会			
結核対策委員会	教育部会			
健康診断関連	教育部会			
交通教室他	教育部会			
就学时健康診断	教育部会			
給食室施設整備(維持)経費	教育部会			
小・共同調理場施設整備経費	教育部会			
小・中学校給水関連	教育部会			
小・中学校浄化槽関連	教育部会			
食事環境整備経費	教育部会			
生活改善推進経費	教育部会			
体力向上関連研修会等	教育部会			
体力向上等消耗品・備品購入	教育部会			
中・給食衛生改善対策経費	教育部会			
保健用消耗品等	教育部会			
教科書採択	教育部会			
こどもエコセミナー経費	教育部会			
集団宿泊	教育部会			
ナイスライ事業経費	教育部会			
学びノート教室開催経費	教育部会			
感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会			
感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会			
教育指導行政経費	教育部会			
教育内容充実経費・学びノート教室開催経費	教育部会			
教職員の指導力向上経費	教育部会			
勤労体験学習事業経費	教育部会			
国際教育関係経費	教育部会			
子ども議会関係経費	教育部会			
総合的な学習の時間推進経費	教育部会			
幼児教育経費	教育部会			

障害別特別支援学級	教育部会			
教職員研修	教育部会			
各種大会(開催)補助金	教育部会			
スポーツ振興基金等	教育部会			
スポーツ振興審議会	教育部会			
総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会			
体育傷害見舞金	教育部会			
あそ教育キャンプ場運営	教育部会			
家庭教育推進事業	教育部会			
青少年活動支援事業	教育部会			
その他社会教育関係委員	教育部会			
金峰山少年自然の家運営管理	教育部会			
社会教育委員	教育部会			
生涯学習広報事業	教育部会			
公民館の運営状況	教育部会			
公民館運営審議会	教育部会			
公民館総合補償制度	教育部会			
生涯学習支援事業	教育部会			
記念館管理(運営経費)	教育部会			
史跡等購入経費	教育部会			
文化財広報活用経費	教育部会			
文化財保全・調査経費	教育部会			
文化財保存修復基金積立金	教育部会			
文化財保存修復経費	教育部会			
文化財保護委員会	教育部会			
文化団体への補助金	教育部会			
埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会			
文化施設整備経費	教育部会			
青少年国際・国内交流事業	教育部会			
学校支援地域本部事業	教育部会			
放課後子ども教室推進事業	教育部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	15 体育指導委員
協議内容	定数及び報酬の取り扱いについて、どうするのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおりに継続する。ただし、報酬については熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較														
	熊 本 市	城 南 町												
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 熊本市体育指導委員 ・組織 259名(定員260名以内) ・任期 2年(再任は妨げない) ・任命 教育委員会 ・任務 <ul style="list-style-type: none"> ①市民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うこと。 ②市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。 ③学校、公民館の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事に関し、求めに応じ協力すること。 ④スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。 ⑤市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。 ⑥全各号に掲げるもののほか、市民のスポーツ振興の指導助言を行うこと。 ・会議等 年数回(体育指導委員協議会会長が招集する。) ・報酬 年1人 22,000円 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>5,557千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>5,555千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>5,500千円</td></tr> </table> 	平成17年度決算	5,557千円	平成18年度決算	5,555千円	平成19年度決算	5,500千円	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 城南町体育指導委員 ・組織 15名 ・任期 2年(再任は妨げない) ・任命 教育委員会 ・任務 <ul style="list-style-type: none"> ①住民の求めに応じ、スポーツの実技指導を行う。 ②住民のスポーツ振興及び活動促進のため組織の育成を図ること。 ③学校・公民館等の教育機関及びその他行政機関の行うスポーツ行事に関し、求めに応じ協力すること。 ④スポーツ団体又は各種団体の行うスポーツ行事並びに事業に関し、求めに応じて指導・協力を行うこと。 ⑤住民に対し、スポーツに関する啓発をはかること。 ⑥前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ進行に関し指導・助言を行うこと。 ・会議等 毎月1回(教育委員会が召集する) ・報酬 年1人 59,000円 年額 885千円 ・費用弁償 各大会時等 1人 2,300円 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>1,723千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>1,637千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>1,577千円</td></tr> </table> 	平成17年度決算	1,723千円	平成18年度決算	1,637千円	平成19年度決算	1,577千円
平成17年度決算	5,557千円													
平成18年度決算	5,555千円													
平成19年度決算	5,500千円													
平成17年度決算	1,723千円													
平成18年度決算	1,637千円													
平成19年度決算	1,577千円													
相 違 点 と 課 題	<p>城南町の体育指導委員は年間25回程度の行事に参加している。</p> <p>報酬額の差がある。</p>													

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	16 各種体育施設
協議内容	管理運営方法、使用料金、減免の取り扱いについて、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	管理方法は熊本市の例に統一する。料金は現行のとおり継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。</p> <p>熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例</p> <p>* 施設の種類 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど 使用料については別紙</p> <p>○ゲートボール場 ・南部総合スポーツセンター他5施設で21面 * 使用料は無料</p> <p>平成17年度決算 1,232,378千円 平成18年度決算 1,212,665千円 平成19年度決算 1,212,488千円</p>	<p>城南町教育委員会の所管する体育施設</p> <p>○城南町B&G海洋センター 体育館、トレーニングルーム、会議室、屋外プール(利用期間5月～9月) 緑川艇庫については、H20廃止する予定</p> <p>○屋外運動場(4箇所) 舞原(軟式1面ソフト2面) 塚原(軟式1面ソフト1面) 高(ソフト1面) 坂野グラウンド(多目的、サッカー利用可) テニスコート オムニ 3面 クレー 3面</p> <p>○相撲場 ○城南町弓道場 ・減免一部有</p> <p>○南九州ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会 ○熊本県B&G地域海洋センター連絡協議会</p> <p>平成17年度決算 29,685千円 平成18年度決算 29,354千円 平成19年度予算 15,296千円 (追加) ・B&G海洋センターとB&G財団 合併検討時、無償譲渡契約と名称の検討等 指導者の育成と配置基準</p>	
相 違 点 と 課 題	<p>町内料金と町外料金がある。中学校部活や早朝のグラウンドゴルフなど料金を免除しているケースがある。</p> <p>城南町B&G海洋センターの施設運営の条件として、南九州ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会と熊本県B&G地域海洋センター連絡協議会の2つの組織への参加が義務付けてある。(負担金あり100千円)</p> <p>※ B&Gの施設:当初建設費は全額B&G負担その後無償譲渡を受けている。改修についても補助金あり。</p> <p>無償譲渡の基準に、センターにはB&G育成士の配置が必要となっており、現在の体協の専従職員が育成士としての位置づけとなっている。また、財団が行う海洋大会等への参加協力等が記載してある。</p>		

体育施設使用料比較表

城南町体育施設使用料

熊本市における同等施設(設備)使用料

テニスコート

施設名	設備等	使用料	備考
城南町テニスコート	オムニコート(3面)	210円/時間 ※照明有:420円/時間	町外使用者は倍額
	クレーコート(3面)		

設備等	使用料	備考
砂入人工芝	一般:600円/時間 高校生以下:300円/時間	照明: 350円/時間
クレー	一般:350円 高校生以下:170円	

グラウンド

施設名	設備等	使用料	備考	
舞原グラウンド	多目的グラウンド	軟式野球、ソフトボール、全面 ※夜間使用可	ソフトボール 420円/時間 (照明有:840円/時間)	町外使用者は倍額
坂野グラウンド	多目的グラウンド	※グラウンドゴルフ、ゲートボールなど	軟式野球 530円/時間 (照明有:1,050円/時間)	全面使用、夜間使用(照明有)は舞原のみ
高グラウンド	多目的グラウンド	ソフトボール	全面使用 840円/時間	※坂野はソフトボールで料金を徴収
塚原グラウンド	多目的グラウンド	軟式野球、ソフトボール	(照明有:1,680円/時間)	

設備等	使用料	備考
グラウンド	半面:250円/時間 全面:500円/時間	

体育館

施設名	設備等	使用料	備考	
B&G海洋センター	アリーナ	バレーボール(2面)	半面:210円/時間 全面:420円/時間	町外使用者は倍額
		バスケットボール(1面)		
		バドミントン(3面)		
		卓球台(8台)		
B&G海洋センター	トレーニングルーム(第2体育室)	剣道・柔道・空手等	半面:210円/時間 全面:420円/時間	町外使用者は倍額 中学生以下は無料
	ミーティングルーム	最大50名	半面:110円/時間 全面:210円/時間	町外使用者は倍額
	プール	大プール(25m×6コース)	中学生以下:50円 高校生以上:110円	※午前・午後・夜間
幼児用プール(13m×6m)				

設備等	使用料	備考
中体育室	バレーボール 一般:920円/時間 高校生以下:460円/時間	※専用使用は1,400円/時間 専用使用には別途照明料が必要 全灯:700円/時間 半灯:350円/時間
	バスケットボール 一般:1,260円/時間 高校生以下:630円/時間	
	バドミントン 一般:460円/時間 高校生以下230円/時間	
武道場	卓球 一般:220円/台・時間 高校生以下110円/台・時間	※専用使用は600円/時間 専用使用には別途照明料が必要 250円/時間
	一般:200円/回 高校生以下:100円/回	
会議室	午前9時～正午:2,600円 午後1時～午後5時:3,500円 午後6時～午後10時:4,200円	
プール	7月～9月 一般:260円/1人2時間 高校生以下:130円/1人2時間 10月～翌6月 一般:360円/1人2時間 高校生以下:180円/1人2時間	

弓道場

施設名	設備等	使用料	備考	
城南町弓道場	弓道場	6人立ち	210円/時間 (照明有:420円/時間)	町外使用者は倍額

設備等	使用料	備考
	一般:200円/回 高校生以下:100円/回	※専用使用は1,000円/時間

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	17 運動施設予約・案内システム
協議内容	城南町の住民の優先確保について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、5年間は城南地域内の運動施設(学校体育施設を除く)について旧城南町住民の先行予約を認める。		

制 度 比 較																																						
	熊 本 市	城 南 町																																				
市 町 別 内 容	<p>体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るため、平成12年度に熊本市体育施設案内・予約システムを導入し、平成16年度システム改良を行った。</p> <p>・対象施設</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公設運動施設</td> <td style="text-align: right;">19施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設</td> <td style="text-align: right;">7施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公園運動施設</td> <td style="text-align: right;">13施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">農林水産運動施設</td> <td style="text-align: right;">2施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校体育施設</td> <td style="text-align: right;">201施設</td> </tr> </table> <p>・利用方法</p> <p>事前に登録申請を行い、インターネット(携帯電話含む)・街頭端末(市民センター等21ヶ所)・電話・ファックスによる利用申込</p> <p>・システムの運用状況(H20・3現在)</p> <p>有効システム登録者 5,354件 システムを通じた利用割合 95.3%</p> <table style="width: 100%; border: none; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">69,913千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">69,913千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">73,410千円</td> </tr> </table>	公設運動施設	19施設	総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設	7施設	公園運動施設	13施設	農林水産運動施設	2施設	学校体育施設	201施設	平成17年度決算	69,913千円	平成18年度決算	69,913千円	平成19年度決算	73,410千円	<p>体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を図るため、平成16年度に体育施設案内・予約システムを導入し、平成18年度システムの見直しを行った。</p> <p>※利用方法</p> <p>現状のシステムは、電話・窓口による利用申込(勤務時間内)を事務局で施設予約台帳に記入するとともにシステムにも入力する。町HPでの予約状況は、閲覧・確認のみであり、部外者のシステム利用入力は出来ない。</p> <p>毎月1回調整会議を開催</p> <p>・対象施設</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">B&G海洋センター</td> <td style="text-align: right;">1施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">テニスコート</td> <td style="text-align: right;">6コート</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">町民グラウンド</td> <td style="text-align: right;">4施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校体育施設</td> <td style="text-align: right;">5施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">弓道場</td> <td style="text-align: right;">1施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校夜間開放分</td> <td style="text-align: right;">4施設</td> </tr> </table> <p>・教育使用料(社会体育分)</p> <table style="width: 100%; border: none; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">5,105千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,838千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,412千円</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>システム入力時に、減免項目が城南町にはある。</p>	B&G海洋センター	1施設	テニスコート	6コート	町民グラウンド	4施設	学校体育施設	5施設	弓道場	1施設	学校夜間開放分	4施設	平成17年度決算	5,105千円	平成18年度決算	4,838千円	平成19年度決算	4,412千円		
公設運動施設	19施設																																					
総合体育館、南部総合スポーツセンター等事業団の管理施設	7施設																																					
公園運動施設	13施設																																					
農林水産運動施設	2施設																																					
学校体育施設	201施設																																					
平成17年度決算	69,913千円																																					
平成18年度決算	69,913千円																																					
平成19年度決算	73,410千円																																					
B&G海洋センター	1施設																																					
テニスコート	6コート																																					
町民グラウンド	4施設																																					
学校体育施設	5施設																																					
弓道場	1施設																																					
学校夜間開放分	4施設																																					
平成17年度決算	5,105千円																																					
平成18年度決算	4,838千円																																					
平成19年度決算	4,412千円																																					
相 違 点 と 課 題	システム登録施設の検討(有料施設と無料施設の検討)																																					

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	18 図書館行事
協議内容	図書館行事について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	ブックスタート事業については、5年間現行のとおりに継続する。また、城南町の童話発表会は、熊本市立図書館行事として統合し、その他の行事は継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんとお母さんのための絵本教室 ・図書展「おもしろかったよ この本」 ・影絵劇、赤ちゃんとお母さんための絵本教室 ○童話コンクール、読書感想文コンクール ○図書展(年4回) ○映画会 <ul style="list-style-type: none"> ・日曜映画会(毎週 日曜日) ・子ども映画会(第2、5土曜日) ・子どもの読書週間特別上映会 ・読書週間特別上映会 ・バリアフリー映画会 ○郷土史講座(毎月1～2回) ○リサイクル図書の配布 ○おはなし会(0歳児～小学生) ○紙芝居 ○おはなしボランティア養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・初心者コース ・経験者コース ○追悼展 ○図書館だよりの発行(毎月1回) ○図書館ホームページ(毎月更新) ○職場体験学習生の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート <ul style="list-style-type: none"> ・月1回7カ月相談時に実施 ○子ども教室 <ul style="list-style-type: none"> ・「お話にてでくる料理をつくろう」というテーマでおにぎりづくり(小学生) ○なかよし広場(年4回) <ul style="list-style-type: none"> ・幼児健診の際、幼児と母親に絵本の話をする。 ○手づくり絵本教室 <ul style="list-style-type: none"> ・巻物絵本づくり(年1回) ○夏のおはなし会・冬のおはなし会 <ul style="list-style-type: none"> ・文化センターでボランティアと実施 ○おはなし会(0歳児～小学生・毎月第2日曜) ○童話発表大会開催、発表者指導 ○たのしい絵本展 <ul style="list-style-type: none"> ・文化センターロビーに展示
相 違 点 と 課 題		